

〔資料6〕制度改善事業関係資料

[トップページ]

商品先物取引法施行規則（主務省令）の見直しの方向について

平成 22 年 7 月 30 日

主務省より、商品先物取引法施行規則において規定される以下の事項について、現段階での見直しの方向が示されましたのでお知らせいたします。

なお、純資産額規制比率につきましては、商品先物関係機関等からの意見を踏まえ、さらなる見直しを行っている状況です。

1. 商品先物取引業者が作成すべき帳簿（法第 222 条関連）

（資料 1）「商取法の帳簿書類の見直し」のとおり。

2. 商品先物取引業者が作成すべき報告様式（法第 224 条関連）

（資料 2）「商品先物取引業者が作成すべき報告様式」のとおり。

つきましては、本見直し案により改正が行われた場合の実務上あるいはシステム上の問題点がありましたら、8 月 6 日（金）までに本会あてメール又は FAX にてご連絡下さい。

メールアドレス jcfia@jcfia.gr.jp

FAX 03-3664-5733

商取法の帳簿書類の見直し

全体像

現行法上の法定帳簿は、

商品取引所法施行規則別表第3にて会員等が国内の取引所取引について作成すべき帳簿と、

商品取引所法施行規則別表第5にて国内の取引所取引の受託業務を行う者（商品取引員）が国内の取引所取引について作成すべき帳簿が規定されている。

改正法においては、国内の取引所取引のみならず、外国商品市場取引（外国取引所取引）及び店頭商品デリバティブ取引（取引所外取引）を行う業者を商品先物取引業者として規制することとしており、また、新たに商品先物取引仲介業者、特定店頭商品デリバティブ業者を規制対象としている。

改正法において新たに規制対象となる者の多くは金商業者として既に金商法における法定帳簿を作成している者が多いため、それらの者が過剰負担とならないようにしつつ、かつ、本来の法定帳簿を作成させる趣旨である「取引の公正性の確保」や「委託者保護という行政の監督」が損なわれないことを担保する必要がある。

現行の商品取引員については、現在作成している帳簿について法定している項目が多いことから、社内管理用の帳簿として別の帳票を作成している等の問題点を解消する一方で、大幅な改修を避け業者の新たな負担が増えないようにする必要がある。

したがって、金商法との平仄を合わせることとし、また、法定する項目は最低限必要な項目とし、法定する項目さえ担保していれば現行帳簿の活用を認める方向にて検討を行った。

商先法で規定する帳簿案

	帳簿の種類	別表第3	別表第5		別表第●	別表第■
		会員等	商先業者	商先業者 (代理・媒介のみ)	商品先物仲介業者	特定店頭商品デリバティブ業者
1	注文伝票	×	○	×	×	×
2	先物取引取引日記帳 商品デリバティブ取引日記帳 特定店頭商品デリバティブ取引日記帳	○	○	×	×	○
3	先物取引勘定元帳 商品デリバティブ取引勘定元帳	○	○	×	×	×
4	先物取引残高帳 商品デリバティブ取引残高帳	○	○	×	×	×
5	先物取引受渡計算帳 商品デリバティブ取引受渡計算帳 特定店頭商品デリバティブ取引日記帳	○	○	×	×	○
6	媒介又は代理に係る取引記録	×	○	○	×	×
7	商品先物取引仲介補助簿	×	×	×	○	×

2

会員等が作成すべき帳簿(現行との比較)

○別表第3（商品先物取引法第115条、商品先物取引法施行規則第50条関係）

会員等が、商品市場における取引について作成しなければならない帳簿。

なお、会員等かつ商品先物取引業者は、別表第5に従い、作成することとする。

旧	新	記載事項、記載上の注意に係る主な変更点
先物取引日記帳	先物取引日記帳	帳入値段、約定差金、約定差金の合計額等、法定する意義がない項目を削除
先物取引勘定元帳	先物取引勘定元帳	売買差損益金、差引損益金、商品先物決済損益を入出金、差引残高に変更
先物取引建玉計算帳	取引残高帳	未決済建玉について記載させる趣旨は同様であるが、未決済の取引についても特定させる。
先物取引受渡計算帳	先物取引受渡計算帳	倉庫名等を削除し、いつ、どの取引がどのくらい受渡しが行われたかのみを記載

3

商品先物取引業者が作成すべき帳簿(現行との比較)

○別表第5(商品先物取引法第222条、商品先物取引法施行規則第113条関係)

商品先物取引業者が、商品デリバティブ取引について作成しなければならない帳簿		
旧	新	記載事項、記載上の注意に係る主な変更点
注文伝票	注文伝票	取引が不成立となった場合、現行法では不成立の旨と不成立の理由を記載することとなっているのに対し、新法においては取引が不成立の旨のみ記載すれば足りることとした。
先物取引計算帳	商品デリバティブ取引日記帳	帳入値段、約定差金、約定差金の合計額等、法定する意義がない項目を削除
委託者別先物取引勘定元帳 証拠金等出納帳 委託者別証拠金等現在高帳 預り有価証券差入明細帳	商品デリバティブ取引勘定元帳	顧客との金銭等のやりとりについての記録を一つの帳簿に統一。 取引が行われた場合や顧客との金銭のやりとりが発生した場合に記載する必要がある。 入出金の欄には、顧客からの入金又は顧客への返金があった場合、取引の実現損益が発生した場合に記入することとし、差引残高については取引所取引の場合にあっては買い付け余力を記載することとする。 取引証拠金等に関する事項については業者が独自に設定した証拠金について記載することとする。
委託者総合管理表 (別表第3) 先物取引建玉計算帳	商品デリバティブ取引残高帳	決済の結了していない取引についての情報を日々更新し記載する帳簿。 他の帳簿で把握できる事項については法定せず、時価評価損益額やスパンによって計算される証拠金基準額について記載させる。
委託者別資産管理・保全台帳	—	様式第16号にて月に1回報告してもらっているため、帳簿としては法定しない。法定としなくとも、国内の取引所取引を受託する業者は報告のため日々記録しなければならない。
(別表第3) 受渡計算帳	商品デリバティブ取引受渡計算帳	倉庫名等を削除し、いつ、どの取引がどのくらい受渡しが行われたかのみを記載
—	媒介又は代理に係る取引記録	新法において新たに媒介や代理が認められるため、当該行為を行った場合に作成を要する。

商品先物取引業者が作成すべき帳簿(金商法との比較)

○別表第5(商品先物取引法第222条、商品先物取引法施行規則第113条関係)

商品先物取引業者が、商品デリバティブ取引について作成しなければならない帳簿		
金商法	商先法	主な相違点
注文伝票	注文伝票	金商法においては約定日時の記載を求めていたが、商先法における店頭取引については約定年月日を記載すれば足りることとした。
取引日記帳	商品デリバティブ取引日記帳	金商法においては約定年月日の記載で足りることとしているが、商先法においては、取引所取引の場合にあっては約定日時まで記載を求めることがとした。
顧客勘定元帳	商品デリバティブ取引勘定元帳	金商法においては約定年月日の記載で足りることとしているが、商先法においては、取引所取引の場合にあっては約定日時まで記載を求めることがとした。
取引残高報告書	商品デリバティブ取引残高帳	金商法の事項に追加的に、取引所取引を行う者のみ取引証拠金基準額の記載を規定した。
—	商品デリバティブ取引受渡計算帳	現物受渡は商品デリバティブ取引特有の取引であるため、受渡による決済を行う際は必要。
媒介又は代理に係る取引記録	媒介又は代理に係る取引記録	金商法の内容に追加的に、媒介先又は代理先となる業者名に記載を規定した。

商品先物仲介業者、特定店頭商品デリバティブ業者が作成すべき帳簿

○別表第●（商品先物取引法第240条の20関係）

商品先物仲介業者が、商品先物仲介業に関する取引について作成しなければならない帳簿

金商法	商先法	主な相違点
金融商品仲介補助簿	商品先物取引仲介補助簿	商先法については、商品先物仲介取引に関し、店頭取引の仲介も認めているため、当該事項について金商法の内容に追加的に記載。

○別表第■（商品先物取引法第349条第4項関係）

特定店頭商品デリバティブ取引業者が、特定店頭商品デリバティブ取引について作成しなければならない帳簿。

特定店頭商品デリバティブ取引業者に帳簿を作成させる趣旨は、商品先物取引法第116条第6項における不公正取引の監督・監視のため。

したがって、取引の再現（誰がいつどのような取引をしたか）する情報が最低限必要。

帳簿名	主な記載項目
特定店頭商品デリバティブ取引日記帳	内容については、商品先物取引業者が作成しなければならない帳簿における、店頭取引部分に係るものと同等。
特定店頭商品デリバティブ取引受渡計算帳	

注文伝票

記載事項

誰が	二 自己又は受託の別 三 委託者等名
いつ	四 受注日時（店頭の場合は受注年月日） 五 約定日時（店頭の場合は約定年月日）
何を	一 商品又は商品指數（上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するもの） 例：（東工取 金）、（WTIスワップ）
いくらで	六 対価の額又は約定価格等
どのような取引を注文したか	七 取引の種類（具体的には記載上の注意に記載） <ul style="list-style-type: none"> ● 法第2条第3項第1号～第3号、同条第14項第1号～第3号（先物取引、指數先物取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 ● 法第2条第3項第4号、同条第14項第4号、第5号（オプション取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 権利行使期間及び権利行使価格 ➢ ブット又はコールの別 ➢ 新規又は決済の別 ➢ 権利行使又は被権利行使の別 ➢ 店頭オプション取引、店頭指數オプション取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 ● 法第2条第14項第6号（スワップ取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取引期間及び受渡年月日 八 売付け又は買付けの別 九 指値又は成行その他注文の種類の別 （指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあっては、取引を行う日を記載する。）
どのくらい	十 受注数量（数量がない場合にあっては数量に準ずるもの。） 十一 約定数量（数量がない場合にあっては数量に準ずるもの。）

注文伝票

記載上の注意

電磁的記録の場合	注文伝票を電磁的記録により作成する場合は、以下の要件を満たすこと。一覧表形式で作成できるものとする。 (1)受注と同時に注文内容を入力すること。 (2)顧客からの照会に対し、速やかに回答できるようになっていること。 (3)入力された注文内容の控えを作成し、及び保存すること。 (4)入力した日付及び時刻が自動的に記録されること。 (5)入力された事項を取消、修正した場合はその記録が残されること。 (6)受注と同時に入力することが困難な場合には一旦手書きで作成した後、後日入力を可とする。
保存方法	日付順につづり込んで保存すること。
不成立の場合	取引が不成立の場合は、その旨を記載すること。
ギブアップ制度	注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨を表示すること。 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等は、作成することを要しない。
マーケットメーカー	マーケットメーカーとしての注文は作成を要しない。
その他	商品取引所の定める規則により注文時に新規若しくは決済の別又は権利行使若しくは被権利行使の別を指示することが不要とされているものについては、記載を省略すること。

8

取引日記帳

記載事項

誰が	二 自己又は受託の別 三 委託者等名
いつ	四 約定日時（店頭の場合は約定年月日）
何を	一 商品又は商品指数（上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するもの） 例：（東工取 金）、（WTIスワップ）
いくらで	五 対価の額又は約定価格等
どのような取引を注文したか	六 取引の種類（具体的には記載上の注意に記載） <ul style="list-style-type: none"> ● 法第2条第3項第1号～第3号、同条第14項第1号～第3号（先物取引、指数先物取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 ● 法第2条第3項第4号、同条第14項第4号、第5号（オプション取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 権利行使期間及び権利行使価格 ➢ プット又はコールの別 ➢ 新規又は決済の別 ➢ 権利行使又は被権利行使の別 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 店頭オプション取引、店頭指数オプション取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 ● 法第2条第14項第6号（スワップ取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取引期間及び受渡年月日 七 売付け又は買付けの別
どのくらい	八 数量（数量がない場合にあっては数量に準ずるもの。）

記載上の注意

ギブアップ取引	注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。
---------	---

9

勘定元帳

記載事項

誰が	二 自己又は受託の別 三 委託者等名
いつ	四 約定日時（店頭の場合は約定年月日）
何を	一 商品又は商品指數（上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するもの） 例：（東工取 金）、（WTIスワップ）
いくらで	五 対価の額又は約定価格等
どのような取引を注文したか	<p>六 取引の種類（具体的には記載上の注意に記載）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法第2条第3項第1号～第3号、同条第14項第1号～第3号（先物取引、指數先物取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 ● 法第2条第3項第4号、同条第14項第4号、第5号（オプション取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 権利行使期間及び権利行使価格 ➢ ブット又はコールの別 ➢ 新規又は決済の別 ➢ 権利行使又は被権利行使の別 ➢ 店頭オプション取引、店頭指數オプション取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 ● 法第2条第14項第6号（スワップ取引） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取引期間及び受渡年月日 <p>七 売付け又は買付けの別</p>
どのくらい	八 数量（数量がない場合にあっては数量に準ずるもの。）
取引の結果どうなったか	<p>九、十 手数料等、消費税額 十一、十二 入出金、差引残高（現金又は有価証券の別、年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること） 十三 取引証拠金等に関する事項 （現金又は有価証券の別、受入年月日又は返却年月日、銘柄、数量及び金額を記載すること）</p>

10

勘定元帳

記載上の注意

記載方法	委託者等別に取引経過を記載すること。
ギブアップ	注文・清算分離行為が行われた取引に係る委託手数料については、清算執行会員等が顧客から直接受領した委託手数料を記載すること。 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等は、作成することを要しない。 ただし、委託者から直接委託手数料を受領した場合には、委託者名、手数料並びに入出金及び差引残高を記載すること。

11

取引残高帳

記載事項

誰が	三 自己又は受託の別 四 委託者等名
いつ	一 帳簿の作成日 五 約定日時(店頭の場合は約定年月日)
何を	二 商品又は商品指數(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するもの) 例:(東工取 金)、(WTIスワップ)
いくらで	六 対価の額又は約定価格等
どのような取引を注文したか	七 取引の種類(具体的には記載上の注意に記載) <ul style="list-style-type: none"> ● 法第2条第3項第1号～第3号、同条第14項第1号～第3号(先物取引、指数先物取引) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 ● 法第2条第3項第4号、同条第14項第4号、第5号(オプション取引) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 権利行使期間及び権利行使価格 ➢ プット又はコールの別 ➢ 新規又は決済の別 ➢ 権利行使又は被権利行使の別 ➢ 店頭オプション取引、店頭指數オプション取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 ● 法第2条第14項第6号(スワップ取引) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取引期間及び受渡年月日
どのくらい	八 売付け又は買付けの別
その他	九 決済の結了していない取引に係る数量(数量がない場合にあっては数量に準ずるもの。)
	十 時価評価損益額 十一 取引証拠金基準額

12

取引残高帳

記載上の注意

時価評価損益額について	時価評価損益額についてはその通算額を記載すること。
取引証拠金基準額について	取引証拠金基準額については、商品市場における取引にあっては、商品取引所又は商品取引清算機関が、これらの者が定める規則により預託を受けなければならないこととされる取引証拠金の額を記載すること。

13

受渡計算帳、媒介又は代理に係る取引記録

受渡計算帳 記載事項

誰が	三 自己又は受託の別 四 委託者等名
いつ	六 約定日時(店頭の場合は約定年月日) 八 受渡年月日
何を	一 商品(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するもの) 例:(東工取 金)、(WTI) 二 限月
いくらで	七 約定価格又は権利行使価格
どのくらい	九 受渡数量(受渡しの別ごとに記載すること)

媒介又は代理に係る取引記録 記載事項

誰が	二 委託者等名 三 商品デリバティブ取引を行う商品先物取引業者名
いつ	一 媒介又は代理を行った年月日
何を	四 媒介又は代理の別
いくらで	五 媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額

14

商品先物取引仲介補助簿

記載事項

誰が	二 所属商品先物取引業者の商号又は名称 三 委託者等名
いつ	四 申込を受けた日時(店頭の場合は受注年月日) 五 約定日時(店頭の場合は約定年月日)
何を	一 商品又は商品指数(上場商品構成物品、商品の価格の公表主体その他の取引の対象を特定するもの) 例:(東工取 金)、(WTIスワップ)
いくらで	六 対価の額又は約定価格等
どのような取引を注文したか	七 取引の種類(具体的には記載上の注意に記載) <ul style="list-style-type: none"> ● 法第2条第3項第1号～第3号、同条第14項第1号～第3号(先物取引、指数先物取引) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 ● 法第2条第3項第4号、同条第14項第4号、第5号(オプション取引) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 限月 ➢ 新規又は決済の別 権利行使期間及び権利行使価格 ➢ ブット又はコールの別 ➢ 新規又は決済の別 ➢ 権利行使又は被権利行使の別 ➢ 店頭オプション取引、店頭指数オプション取引については、オプションの行使により成立することとなる取引の内容 ● 法第2条第14項第6号(スワップ取引) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 取引期間及び受渡年月日 八 売付け又は買付けの別 九 指値又は成行その他注文の種類の別 (指値の場合にあっては、その価格及び注文の有効期限、成行の場合にあっては、取引を行う日を記載する。)
どのくらい	十 申込を受けた数量(数量がない場合にあっては数量に準ずるもの。) 十一 約定数量(数量がない場合にあっては数量に準ずるもの。)

15

商品先物取引仲介補助簿

記載上の注意

電磁的記録の場合	注文伝票を電磁的記録により作成する場合は、以下の要件を満たすこと。一覧表形式で作成できるものとする。 (1)申込を受けた時に、申込内容を入力すること。 (2)入力した日付及び時刻が自動的に記録されること。
保存方法	日付順に記載して保存すること。
不成立の場合	取引が不成立の場合は、その旨を記載すること。
ギブアップ制度	注文・清算分離行為が行われた取引に係る注文である場合には、その旨を表示すること。 注文・清算分離行為が行われた取引については、注文執行会員等を所属商品先物取引業者とする仲介業者は、新規又は決済の別及び権利行使又は被権利行使の別の記載を要しない。 注文・清算分離行為が行われた取引については、清算執行会員等を所属商品先物取引業者とする仲介業者は、作成することを要しない。
その他	所属商品先物業者が2以上ある場合は、所属商品先物取引業者ごとに作成すること。 取引の内容に係る部分については、商品先物仲介業者が知り得た事項について記載すること。 商品取引所の定める規則により注文時に新規若しくは決済の別又は権利行使若しくは被権利行使の別を指示することが不要とされているものについては、記載を省略すること。

16

(参考)金商法と商先法の帳簿書類の比較

項目	商先法	金商法	業府令第157条第1項
金商法と商取法に共通して規定されており、商先法において引き続き規定する帳簿	注文伝票 取引日記帳 顧客勘定元帳	注文伝票 取引日記帳 顧客勘定元帳	3 4 9
金商法に規定され、商取法に記載されていない事項のうち、商先法に規定する必要がある帳簿	プロアマ関係書類 契約締結前書面に記載する事項 契約締結時書面に記載する事項 媒介又は代理に係る取引記録	アマ成り承諾書面の写し プロ成り承諾書面の写し プロ成り同意書面 契約締結前書面の写し 契約締結時の写し 契約変更書面の写し 媒介又は代理に係る取引記録	1イ(1) 1イ(2) 2イ 1イ(3) 1イ(4) 1ニ 5
金商法のみに規定されている帳簿		最良執行書面の写し 上場有価証券等書面の写し 目論見書の写し 顧客有価証券担保提供同意書面 非公開情報提供同意書 有価証券等清算取次に係る取引記録 募集若しくは売出し又は私募に係る取引記録 募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いに係る取引記録 受渡有価証券記番号帳 保護預かり有価証券明細簿 分別管理監査の結果に関する記録 トレーディング商品勘定元帳 現先取引勘定元帳 私設取引システム運営業務に係る取引記録	1イ(5) 1ロ 1ハ 2ロ 2ハ 6 7 8 10 11 12 13 14 15

17

商品先物取引業者が作成すべき報告様式(現行との比較)

旧			新	
名称	根拠条文	頻度	名称	頻度
(様式第15号の2) 事業報告書	省令第116条第1項	年に1回 3ヶ月以内	事業報告書	年に1回 3ヶ月以内
(様式なし) 計算書類及び附属明細書	省令第116条第2項		計算書類及び附属明細書	
(様式第1号) 純資産額に関する調書	省令	許可申請時	純資産額に関する調書	許可申請時
	省令第117条第1項 第1号	6ヶ月毎 3ヶ月以内	廃止	1ヶ月毎 翌月20日以内
(様式なし) 株主資本等変動計算書	省令第117条第1項 第1号	6ヶ月毎 3ヶ月以内		
(様式第16号) 分離保管等に関する調書	省令第117条第1項 第2号	1ヶ月毎 翌月20日以内	月次報告書	1ヶ月毎 翌月20日以内
(様式第17号) 月計残高試算表	省令第117条第1項 第4号	1ヶ月毎 翌月20日以内		
(様式第18号) 定期業務報告書	省令第117条第1項 第4号	1ヶ月毎 翌月20日以内		
(様式第15号) 純資産額規制比率に関する届出書	省令第100条第2項	1ヶ月毎 翌月20日以内	純資産額規制比率に関する届出書	事象が起きた時
	省令第100条第3項	事象が起きた時	純資産額規制比率に関する届出書	事象が起きた時
(様式第10号) 事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書	省令第117条第1項 第3号	1ヶ月毎 翌月20日以内	事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書	1ヶ月毎 翌月20日以内

1

商法で規定する報告様式案

	様式の種類	現行からの改正箇所
1	事業報告書	国内の取引所取引だけではなく、店頭取引についても記載・提出が必要。
2	純資産額に関する調書	許可を申請する場合の添付書類として必要。記載事項は簡略化する。
3	月次報告書	4つの報告様式を一つの様式にまとめたもの。 現行の月計残高試算表は情報が細かいため、監督上必要な勘定科目に限定するなど様式の簡素化や汎用性を高めた。
4	純資産額規制比率に関する届出書	現行法上、事象が起きたとき又は半年に1回出さなければならないものの、新法下では半年に1度の提出を免除する。
5	事故等の発生状況及びその処理状況についての報告書	報告対象を取引所取引に限定せず、全ての業者が作成を必要とする。

2

商品先物取引法施行規則改正案等に関する質問・意見に対する回答について

戻入れすることができます。

日本商品先物振興協会

本会から平成22年8月26日及び同31日に提出した省令改正案等に関する質問及び意見について、同年9月7日、主務省より口頭で説明がありましたので、その内容を共有します。

第1条の8 特定当事者の要件

「最初に商品取引業者との間で商品取引契約を締結」したことについては、他の商品先物取引業者との契約も含めるべき。自社で商品取引契約を締結して1年を経過した法人を特定当事者とする意味がない。

なお、「特定当事者」に当たらない場合には、一定の規制について適用除外を図るべき。

〔回答〕特定当事者の要件となる「商品先物取引業者との間の商品取引契約」については、自社との契約に限らず、他の商品先物取引業者との間の商品取引契約の締結も含まれることとしています。

なお「特定当事者」に当たらない当事者がプロアマ規制におけるプロと扱われるには、「特定当事者」として取り扱うこと（いわゆる「プロ成り」）の申出がある必要があります。

第38条 純資産額の計算基準

① 同第1項第5号ハ

「金商法第2条第1項第6号から第9号に掲げる有価証券」が純資産額規制比率の計算において控除対象資産とされているが、有価証券のうち市場性があるものは控除対象外とすべきである。

〔回答〕ご指摘の趣旨を踏まえ、省令を修正します。

② 同第1項第3号ロ

長期未収債権はすべて控除対象資産とされているが、現行省令に規定する「委託者未収金に相当する長期未収債権」については、同項第1号イに掲げる「委託者等未収金」として現行どおり無担保部分のみが控除対象資産となると理解してよいから。

〔回答〕「長期未収債権」については担保の有無にかかわらず控除対象資産となります。1年を超えて回収されていない委託者未収金を「長期未収債権」とするか否かは、一般に公正妥当と認められた会計基準により判断することとなります。

③ 同第1項第3号

固定資産のうち控除対象になつている資産に対して引き当てられている貸倒引当金は、戻し入れしてよいか。

〔回答〕引当ての対象となつている資産が控除対象であれば、当該資産に係る引当金は

- ④ 純資産額規制比率に関する告示（以下、「告示」という。）第2条
金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、「内閣府令」という。）第177条では、自己資本規制比率の算出において、金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券登録原簿に登録されている有価証券は控除すべき固定資産から除外されいるが、商品先物取引業者が金融商品取引業（証券会社）を兼業している場合、内閣府令に基づき控除資産の額を算出することができるのか。また、これが「合理的な方法」とされるのか。

〔回答〕個別事例ごとに、実態に即して判断されます。

- ⑤ 同第5号「引受け」とは、第三者に対する割当てによる増資の引受けの意味か。また「引受けにより取得したもので保有期間が6ヵ月を超えないもの」を除く趣旨は何か。

〔回答〕「引受け」とは、証券会社等が業として行う「有価証券の引受け」のことと言います。

- ⑥ 同第4項第2号及び同第3号
第2号「資産状態が著しく悪化した場合」及び第3号「時価が帳簿価格より著しく低い場合」とはどういう場合か。基準を示して欲しい。

〔回答〕個別事例ごとに、実態に即して判断されます。

第80条 許可申請書の添付書類

- ① 第1項第6号「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」とは何か。
〔回答〕現行省令第80条第1項第18号に掲げる規則に相当する書面が相当するものと考えられます。
- ② 同第7号「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」にはどのような内容を記載すればよいか。様式は定められているか。
〔回答〕現行省令第80条第1項第9号に規定する書面の記載事項に相当するものとして、商品先物取引業に關係する人数、組織図等を記載することとしています。なお、法定様式はありません。

- 記載すべき内容については、改めて「パブリックコメントに対する考え方」において回答することとします。
- ③ 同第8号「取引の種類」とは何を指すのか。
〔回答〕改正後の法律（以下、「新法」という。）第2条第3項各号に規定する「取引の種類」（現物先物、現金決済、指數先物、オプション、スワップ）を記載することとしています。
- この質問についても、改めて「パブリックコメントに対する考え方」において回答することとします。
- ④ 現行省令第80条第1項第14号に規定する特定業務の届出に削除されているが、特定業務に係る届出は不要となるのか（第82条、第87条及び第88条において同じ。）。

- 兼業業務として届け出る必要があるのか。
- 〔回答〕商品先物取引法において、海外先物取引に係る業務は商品先物取引業となり、現行法第196条第3項の「特定業務」ではなくなるため、特定業務、兼業業務としての届出は不要となりますが、許可申請時に、法第192条第1項第5号に規定するとおり、申請書に新法第2条第22項目各号に規定する「業務の種別」を記載する必要があると考えられます。
- (5) 現行省令第80条第1項第18号により添付していた「受託業務管理規則」は、添付する必要はなくなったと理解してよいか。
- 〔回答〕第80条①の回答をご参照下さい。
- ⑥ 第80条第2項第1号に規定する様式第6号においては、現行の様式第10号に記載している「苦情」及び「商品取引事故」の記載は不要か、(第117条第1項第2号において同じ。)
- 〔回答〕不要です。
- ⑦ 現行の添付書類との対比表（変わらないもの、新しく必要となつたもの等の対照表）を作成していただきたい。
- 〔回答〕省令案の新旧対照表により対応して下さい。
- 〔回答〕届出の必要はありません。
- 〔回答〕届出の必要はありません。
- 〔回答〕届出の必要はありません。
- 〔回答〕第80条①の回答をご参照下さい。
- 〔回答〕第80条第1項及び第85条第1項にも同様の規定があるが、どちらか1つでよいのではないか。
- 〔回答〕省令第80条第1項第16号及び第17号の規定により届け出た事項を変更等する場合には第82条第6号及び第7号の規定により届け出る必要が、第83条第1項又は第85条第1項の規定により届け出た事項を変更等する場合には各同項の規定により届け出る必要があるものであり、ご指摘は当らないものと考えられます。
- ⑤ 「受託業務管理規則」を変更した場合（現行省令第82条第1項第7号に該当する場合）も届出を要しないと理解してよいか。
- 〔回答〕第80条①の回答をご参照下さい。

第83条 兼業業務の届出

兼業業務を行おうとする場合の届出は、「事前」であれば、20日前より短期間でもよい。

〔回答〕20日前より短期間であることは妨げられませんが、記載内容に不備等がある場合に修正に対応できる期間を考慮して下さい。

第85条 支配関係の届出

現行では役職員の兼務状況に変更がある都度、届出を行っているが、新様式（第5号及び第8号）では当該変更についての届出は不要か。

〔回答〕不要です。

第91条 商品先物取引業者の標識

① 様式第9号に示されている「商号又は名称」は、営業所名までの記載は必要ないか。

〔回答〕必要ありません。

② 「業務の種別」については、商品市場名の記載は必要ないか。

〔回答〕新法第2条第22項目各号に規定する「業務の種別」を記載することとしており、

「商品市場名」については記載する必要はありません。

③ 標識の材質については、現行と同様、特に指定されないと考えてよい。

第99条 危険に応じる額の算出

(1) 告示第7条第2号

① 因分1「オプション取引に係る取引証拠金・・・」は取引所取引についてのリスク計算であり、因分2「オプション取引の買いの場合」及び因分3「オプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合」は取引所取引以外の場合との整理でよい。

② 取引所取引におけるオプション取引の売りでアウト・オブ・ザ・マネーの場合のリスク額は取引証拠金の額によいか。

③ 第2号に掲げられたリスク相当額について、具体的な計算例を示していただきたい。

⇒本会員のご質問の趣旨を確認して、改めて対応します。

〔回答〕告示第7条第3号

① オプション取引をヘッジを行う目的で行う場合の市場リスク相当額は、オプション取引のリスク相当額と原資産のリスク相当額との合計額か。それともオプション取引のみのリスク相当額か。

② 原資産のリスク相当額は、取引所取引であっても非取引所取引であっても同様の計算となるか。

③ 第3号に掲げられたリスク相当額について、具体的な計算例を示していただきたい。

⇒本会で会員のご質問の趣旨を確認して、改めて対応します。

(3) 告示第10条 取引先リスク相当額

- ① 自己資本規制比率では取引先リスクとして、信用取引資産に係るリスクが算定（リスクウェイト 0.02）されているが、純資産額規制比率の算出においては算定しないことでよい。

〔回答〕純資産額規制比率における取引先リスクの計算は、告示第3章に記載されています。

② 顧客により、金又は白金の地金を預かり、これを商社へ再リースして運用を委託し、

そのリース期間に相当する利息を顧客へ配当金として支払うという商品を提供しているが、この金及び白金のリース運用（簿外債務）についてリスク値を算出しなければならない。

〔回答〕当該取引が告示に規定するリスクに該当する場合は、当該リスクを算出する必要があるものと考えられます。

③ 同第1項第2号（注2）において、委託者等未収金について、「非居住者との先物取引における証拠金の授受において発生する1日分の立替金を控除することができる」とされているが、具体的に明示して欲しい。

⇒本会で会員のご質問の趣旨を確認して、改めて対応します。
④ 現受け・現渡しを行うことにより商品取引所が清先業者の債権債務の相手方となる場合があるため、告示第10条第3項（注6）において、商品取引清算機関及び金融商品取引清算機関と同様に、商品取引所についても指定格付を付与された者とみなしてほしい。

〔回答〕商品市場における取引の債権債務の相手方は商品取引清算機関であると理解しています。

(4) 告示第12条 基礎的リスク

① 「合理的な方法」とは、どのような算出方法か。

〔回答〕個別事例ごとに、実態に即して判断されます。

② 商業業者が証券会社を兼業している場合、内閣府令に基づく自己資本規制比率の算出方法を用いて算定する事でよいか。

〔回答〕個別事例ごとに、実態に即して判断されますが、ご指摘の算出方法が合理的と判断された場合には、ご指摘の算出方法によることは妨げられないものと考えられます。

(5) 様式第10号 純資産額規制比率に関する届出書

- ① 金リスク相当額は「ネットポジション」についてのみリスク値を算定することされているので、届出書「(4) リスク内訳」の「リスク相当額」欄の「ロングポジション」「ショートポジション」の欄は不要である。

〔回答〕届出書にあるとおり、「ロングポジション」及び「ショートポジション」を記載していただき必要と考えています。

② 届出書「(4) リスク内訳」の「コモディティリスク相当額」欄は「ロングポジション」「ショートポジション」の別ではなく、「ネットポジション」及び「クロスポジション」と表記した方がよいのではないか。

〔回答〕届出書にあるとおり、「ロングポジション」及び「ショートポジション」を記載していただき必要と考えています。

第102条 不招請勧誘の禁止の例外

- ① 不招請勧誘禁止の例外として、店頭デリバティブ取引（通貨等先物、金利先物、金融もののオプション取引）に関する金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧誘行為が挙げられているが、市場デリバティブ取引も店頭デリバティブと同様のリスク性取引であるが、市場デリバティブ取引が、市場に禁じられてはいけない。

〔回答〕「パリックコメントに対する考え方」において回答することとします。

- ② 他社経験者であっても、取引経験が3ヶ月以上あり、かつ、その証明ができる等一定の要件を満たす者については、不招請勧誘禁止の例外としてもよいのではないか。

〔回答〕「パリックコメントに対する考え方」において回答することとします。

- ③ 商法施行前に勧誘を受けた意思を確認した顧客については、適合性を審査した上で、法施行後でも令第30条に規定する商品取引契約の締結を勧誘できると理解していか。

〔回答〕政令案に対するパリックコメントにおいて同様の質問をいただいているので、それに対する考え方において回答することとします。

第103条 禁止行為（受渡状況等の顧客への通知）

(1) 第1項第11号

- 例えば、別の者が行った作為的な取引により相場が急変動し、その動向に乗じて別の商品先物取引業者が、作為的な取引があつたことを知らずに勧誘及び受託した場合にも本規則違反が問われるおそれがあり、仮に商法上において問題がないとしても民法上ではその举証責任が問われる可能性があるため、本規定は容認できない。

本規則の内容を「～作為的に行った者、又は作為的なものである事實を確認しながら、～」とすべきではないか。

〔回答〕本号は、商品先物取引業者が「商品市場における相場又は商品市場における相場若しくは取引高に基づいて算出した数値を変動させ、又は取引高を増加させるることにより実勢を反映しない作為的なものとなることを知りながら、商品市場における取引の委託を受けることを禁止しているものです。

(2) 第1項第12号

- ① 「受渡状況その他の顧客に必要な情報」とは、具体的にどのような情報か。

〔回答〕契約締結前交付書面に記載すべき事項がこれに該当します。この質問については、改めて「パリックコメントに対する考え方」において回答することとなります。

② 当該情報を通知すべき対象顧客は、受渡しを行う顧客のみでよいか。

〔回答〕「受渡状況」に係る情報については、受渡しを行う顧客のみに通知すれば足りると考えています。

この質問についても、改めて「パリックコメントに対する考え方」において回答することとなります。

③ 当該情報の通知方法は口頭でよいか。

〔回答〕口頭による通知が妨げられているわけではありませんが、「適切に通知」するためには、書面等による通知が必要な場合が多いと考えられます。

(3) 第1項第12号から第15号、第17号及び第25号
第12号「適切に通知していないと認められる状況」、第13号「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」、第14号「法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況」、第15号「適正な措置を講じていないと認められる状況」、第17号「決済を行うための十分な管理体制を整備していない状況」及び第25号「売買管理が十分でないと認められる状況」とは、それぞれどのような状況を指すのか。誰が、いつ、どのような基準で判断するのか。判断に恣意的因素が入る余地があると、一個人の見解によって法令違反とされかねないので、明文化して欲しい。

〔回答〕各号の「状況」については、「パリックコメントに対する考え方」において回答することとなります。

第104条 商品取引契約の締結前に交付すべき書面の共通記載事項

① 本書面は、法改正以後も同商協が作成する予定か。もし、作成しないのならば、自社で作成するには相当の時間を要するため、早急に回答をいただきたい。

〔回答〕日商協において判断される事項と考えます。

② 第1項第8号「前号の損失の額が取引証拠金等を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」について、政令第30条（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）に掲げる契約以外の商品取引契約（不招請勧誘禁止の例外となる取引）を締結する場合は、本号に掲げる事項は記載する必要はないか。

〔回答〕政令第30条に掲げる不招請勧誘が禁止される契約及び法人との契約であつて本号に該当する契約においては、本号に掲げる事項を記載する必要があります。

③ 第1項第8号「前号の損失の額が取引証拠金等を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」について、政令第30条（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）に掲げる契約を締結する場合と、それ以外の商品取引契約（不招請勧誘の例外となる取引）を締結する場合と、2種類の事前交付書面が必要か。

〔回答〕②のとおり、顧客と締結する商品取引契約に応じて締結前交付書面に記載すべき事項が異なりますので、当該商品取引契約の締結前交付書面に記載すべき事項が記載されれば、それぞれの商品取引契約の締結前交付書面の記載事項が異なることは差し支えありません。

④ 現行省令第104条第1項第8号に規定されている禁止行為については、改正後は記載しないこととなるのか。

〔回答〕商品市場における取引及び外国商品先物取引については記載する必要はありません。ただし、新省令第105条第1項第3号により、個人顧客を相手方とし、又は個人顧客のために店頭商品デリバティブ取引を行う場合は禁止行為を記載する必要があります。

⑤ 第1項第21号「当該商品取引契約に基づく取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」とは何か。

〔回答〕この質問については、「パリックコメントに対する考え方」において回答することとします。

⑥ 同第13号「手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれら計算方法及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれら計算方法」とは、具体的に何が。

〔回答〕条文に規定したとおりです。

第108条 説明の方法
現行第108条第2項に規定されている2段階の説明は行わなくてよいこととなるのか。
〔回答〕そのとおりです。

第109条 取引の成立の際の通知すべき事項

① 第1項第12号「成立した取引に係る取引証拠金等の種類及び金額」とあるが、スパン証拠金制度においては取引全体のボジションによって証拠金額が確定するため、成立した取引個々の証拠金額とし認識できない場合があるので、取引が成立した時点における取引証拠金の総額等とすべきではないか。

〔回答〕ご指摘の趣旨を踏まえ、省令を修正します。

この質問については、改めて「パリックコメントに対する考え方」において回答することとします。

② 同第14号「委託者が支払うこととなる金銭の額及び計算方法・・・」の額とは償洗いを含むのか、済済した額か。また、計算方法はどう表示すればよいか。

〔回答〕この質問については、「パリックコメントに対する考え方」において回答することとします。

第110条の2 取引証拠金等の受領に係る書面の交付

① 第1項第5号「当該取引証拠金等に係る取引の種類」とは、具体的に何を記載すれば

- 〔回答〕この質問については、取引の種類（現物先物、現金決済、指數先物、オプション、スワップ）ごとに取引証拠金の預託を受けるわけではないという実態を考慮し、改めて「パブリックコメントに対する考え方」において回答することとします。
- ② 同第7号「当該取引に係る商品取引所・・・の名称」を記載することとされているが、国内商品取引所の取引について預託を受ける取引証拠金は、商品取引所を特定することなく預託を受けるため、商品取引所の名称を記載することは困難である。
- 〔回答〕この質問については、実態を考慮し、改めて「パブリックコメントに対する考え方」において回答することとします。

第100条の6 顧客の判断に影響を及ぼす重要な事項

第3号「商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」とは、具体的に何を指すのか。
広告に表示すべき重要な事項であるとしながら、本規定は極めて抽象的であり、事後に重要事項であつたか否かが争われる結果を招くことが明らかである。また、広告媒体によるスペース又は時間の制約を考慮すると、すべての重要な事項を表示することにも無理が生ずる。実態を踏まえた規制としていただきたい。

〔回答〕例えば、顧客が損失を被るおそれについて意図的に記載せず、利益を得る可能性についてのみ記載すること等の行為を防止する趣旨の規定です。
この質問については、改めて「パブリックコメントに対する考え方」において回答することとします。

- ③ 商品デリバティブ取引勘定元帳・記載上の注意 十二
委託者等別に取引経過を記載することとあるが、現行法定帳簿は商品別・時系列に記載されている。既存帳簿の記載方法を継続して問題ないか。
〔回答〕委託者別に取引経過がわかるように記載されていれば差し支えありません。

附則第3条 純資産額の計算基準に関する経過措置

純資産額規制比率の計算において、現在、許可を受けている商品取引員にあっては、法施行日から6ヶ月後は施行規則第38条第1項第1号から第6号に掲げる資産を控除することとなるのか。

〔回答〕そのとおりです。ただし、新法の施行時から控除することは妨げられません。

附則第11条

現行の法定帳簿は「新規則第113条第1項第2号に掲げる帳簿」となるのか。1年間の経過期間経過後は、改正案に即した新様式に改める必要があるのか。
〔回答〕法定様式はありません。帳簿には新省令別表第四に規定する項目が記載されていることが必要と考えられます。

以上

第113条 帳簿の作成

- ① 第1項第1号イからニの書面は、それぞれの規定により顧客に交付した書面のコピー
一、あるいは複写式の1枚を保存すればよいのか。
〔回答〕顧客に交付したものの「写し」を保存していれば差し支えありません。

別表第四

① 注文伝票・記載上の注意 五

自己取引であっても「発注日時」を注文伝票に記載するよう変更されているが、当該変更には取引各社における注文伝票入力システムの変更が必要となる。旧省令では本規定は存在しなかつたが、当該変更の趣旨は何か。

⇒本会で会員のご質問の趣旨を確認して、改めて対応します。

② 注文伝票・記載上の注意 十一（3）

「入力された注文内容の控えを作成し、及び保存すること」とは常に正副の保存をしておくということか。

〔回答〕コンピューターへの直接入力により注文伝票を作成する場合にあっては、注文内容のバックアップを保存していることが必要です。

経済産業省商務流通グループ商務課 パブリックコメント担当 御中

「商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（案）」等に対する意見

【団体名】日本商品先物振興協会

担当：常務理事 杉原吉兼

東京都中央区日本橋小綱町 9-4

Tel. 03-3664-5731

メールアドレス jcfia@jcfia.gr.jp

【意見】

1. 第1条の8 特定当事者の要件

特定当事者については、商品取引契約に係る一定の規制が適用除外とされることに鑑み、「最初に商品先物取引業者との間で商品取引契約を締結」したことについては、他の商品先物取引業者との契約も含めるべきである。
また、ヘッジ目的での商品デリバティブ取引の利用促進のため、「特定当事者」に当たらない場合でも、商品デリバティブ取引を行おうとする当事者については、一定の規制について適用除外を図るべきである。

2. 第38条 純資産額の計算基準

① 同第1項第5号ハ

「金融法第2条第1項第6号から第9号に掲げる有価証券」が純資産額規制比率の計算において控除対象資産とされているが、有価証券のうち市場性があるものは控除対象外とすべきである。

② 同第1項第3号ロ

長期未収債権はすべて控除対象資産とされているが、現行省令に規定する「委託者未収金に相当する長期未収債権」については、同項第1号に掲げる「委託者等未収金」として現行どおり無担保部分のみが控除対象資産となると理解してよい。

③ 同第1項第3号

固定資産のうち控除対象になっている資産に対して引き当てられている貸倒引当金は、戻し入れしてよい。

④ 同第1項第6号

現行条文だと、第三者の債務の額が少額であっても、担保提供資産の全額を控除しなければならず、いたずらに純資産額を過小評価することになるため「第三者のために担保に供されている資産（前各号に掲げるものを除く。）の帳簿価額又はこれを担保とする第三者の債務の金額のうちいずれか少ない額」とされたい。

⑤ 同第4項第2号及び同第3号

第2号「資産状態が著しく悪化した場合」及び第3号「時価が帳簿価格より著しく低い場合」については、一般に公正妥当な会計基準により判断することとして差し支えないか。

3. 第80条 許可申請書の添付書類

- ① 第1項第6号「商品先物取引業を遂行するための方法を記載した書面」とは何か。
- ② 同第7号「商品先物取引業に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面」にはどのような内容を記載すればよいか。様式は定められているか。
- ③ 同第8号「取引の種類」とは何を指すのか。
- ④ 現行省令第80条第1項第14号に規定する特定業務の届出に削除されているが、特定業務に係る届出は不要となるのか（第82条、第87条及び第88条において同じ。）。

兼業業務として届け出る必要があるのか。

4. 第82条 届出事項

- ① 既に持株会社形態になつている場合は第1項第3号に係る届出は必要ないか。
- ② 第1項第4号「商品先物取引業を遂行するための方法を変更した場合」とはどういう場合か。
- ③ 同第6号「兼業業務を廃止した場合」及び第7号「支配関係が消滅した場合」の届出は、それぞれ第83条第1項及び第85条第1項にも同様の規定があるが、どちらか1つでよいのではないか。

5. 第98条の2 店頭商品デリバティブ取引に関する財産の分離保管等の措置

- 「法第210条第2号の主務省令で定めるもの」に店頭商品デリバティブ取引のカバー先が一定の要件を満たす分離保管措置を講じている場合を加えるべきである。
(理由)
カバー先が分離保管している場合において今まで商先業者が分離保管をする必要がないから。

6. 第98条の3 第1項第1号 個人である委託者等

- 個人である委託者等については信託契約を締結することがあるが、カバー取引相手方等または媒介等相手方が当該国の取引所取引等に關して当該国の法律において分離保管措置を講じる旨の定めがあり、預託資産の保全がされていると認められる場合、同施行規則の第2号を準用可能としていただきたい。
(理由)
顧客財産の分離保管を講じ投資家保護を損なわない前提の下で、可能な限り事業者及

び産業の機動力を高め拡大することによって、取引及び業界の利便性の向上を図ることが望ましい。特に個人である委託者等を対象として外国商品市場取引及び店頭商品取引を行うことは、ストップロス取引などの次世代モデルの対象銘柄も含まれ導入部分にも関連する部分であり、取引の活性化・多様化と市場参加者の拡大をもたらし、国内市場の流動性向上にも大いに貢献するはずであり、かかる観点からも、上記「顧客財産の分離保管等」の適用・準用の範囲拡大を強く要望するものである。

7. 第 99 条 危険に対応する額の算出

(1) 告示第 6 条第 2 項 市場リスクの相殺

相関係数 0.9 以上のボジション間の相殺は国内・海外・店頭の相互間でできることとしていただきたい。

(2) 告示第 7 条第 1 号～第 3 号 オプション取引（市場リスク相当額）

- ① 法第 2 条第 3 項第 5 号及び第 6 号に掲げる取引については、本条により市場リスク相当額を計算することとなるのか。
- ② 第 1 号により算出される額と第 2 号又は第 3 号により算出される額がある場合には、そのいずれかを市場リスク相当額とすればよいのか。
- ③ 第 2 号の表において、清算機関に取引証拠金を預託しているオプション取引の売りでアワト・オブ・ザ・マネーの場合、区分 1 と区分 3 の両方に該当することになると思われるが、そのどちらかを市場リスク相当額とすればよいのか。

- ④ 第 3 号の表において、「相殺した額」とは、何と何を相殺した額か。
- (3) 告示第 10 条 取引先リスク相当額

- ① 自己資本規制比率において取引先リスクとして算定される信用取引資産に係るリスクは、純資産額規制比率の算出においては算定しないことである。
- ② 顧客より、金又は白金の地金を預かり、これを専社へ再リースして運用を委託し、そのリース期間に相当する利息を顧客へ配当金として支払うという商品を提供しているが、この金及び白金のリース運用（簿外債務）についてリスク値を算出しなければならないか。

- ③ 商品取引所も商品取引債務引受業等を営むことができるため、告示第 10 条第 3 項（注 6）において、商品取引所も指定格付を付与された者とみなす必要があるのではないか。
- ④ 海外の FCM 及び海外のクリアリングメンバーを、取引先リスクのリスクウェイト算定において商品先物取引業者等（指定格付けを付与された者）とみなすべきである。

（理由） 国内の商品取引清算機関及び金融商品取引清算機関が商品先物取引業者等のうち指定格付けを付与された者とみなされており、海外の FCM 及び海外のクリアリングメンバーは預託を受けた証拠金等をクリアリングハウスに預託する等の方法で分離保管しているから。

- ⑤ 正の値をとる再構築コスト（取引を与信相当額の算出時点における市場の実勢条件により評価することによって算出する額をいう。）があるが、商品デリバティブ取引又はこれに類する取引において、具体的な算出方法あるいは定義をお示しいただきたい。（「値洗い差損金」との理解で差し支えないか？）
- ⑥ 告示第 10 条第 1 項第 2 号の表に掲げる「未収益」について、欄外注記において、「未収益のうち、商品先物取引における受取手数料を約定日基準で計上することにより発生する未収益（受取手数料相当額の預り証拠金残額を有する委託者に限る。））であって、決済時に入金されることが確実と見込まれるものについては、除外することができる。」と加筆されたい。

（理由）

- 商品先物取引において委託者が決済した際に、建玉分と併せて委託手数料を徴収することとなるが、預り証拠金の預託を受けているため、債務不履行になるケースはほとんどないため。

- ⑦ 第 10 条に次の項を加筆されたい。「第 1 項各号に掲げる額の算出において、取引の相手方から担保金その他の資産の預託を受けている場合には、当該預託を受けている担保金その他の資産の時価額を与信相当額から控除することができる。」

（理由）

- 債権等に対して、担保金等の差入を受けていている部分については信用リスクがゼロになるため。（金融商品取引所法における自己資本規制比率算出に関する「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成 19 年内閣府令第 52 号）第 177 条第 8 項及び第 178 条第 1 項に基づき、金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件」（平成 19 年 8 月 17 日金融庁告示第 59 条）第 17 条第 6 項に同様の記載が見られる。）

- ④ 告示第 12 条 基礎的リスク

- ① 商品先物取引業者の業態に応じて、「合理的」と認められる方法を用いることができるとしていただきたい。

- ② 商先業者が証券会社を兼業している場合にあっては、内閣府令に基づく自己資本規制比率の算出方法を用いて算定することを合理的な方法として認めていただきたい。

- ⑤ 様式第 10 号 純資産額規制比率に関する届出書

- 当該届出書「(4) リスク相当額」欄及び「コモディティリスク相当額」欄の「ショートポジション」欄に記載するリスク相当額は、それぞれ告示第 5 条及び第 6 条第 1 項第 2 号の額を記載することとなるのか。（様式第 12 号の当該欄において同じ。）

8. 第 102 条の 2 不招請勧誘の禁止の例外

- ① 不招請勧誘禁止の例外として、店頭デリバティブ取引（通貨等先物、金利先物、金融もののオプション取引）に関する金融商品取引契約を締結している顧客に対する勧

- 誘引行為が挙げられているが、市場デリバティブ取引も店頭デリバティブと同様のリスク取引であるので、市場デリバティブ取引に関する金融商品取引契約を締結する顧客に対する勧誘も禁止の例外とすべきである。
- ② 他の商品先物取引業者又は金融商品取引業者との間で商品先物取引又は金融デリバティブ取引について離脱的取引関係にあり、商品取引契約を締結することについて適合性の認められる顧客に対する勧誘も、不招請勧誘禁止の例外とすべきである。
- ③ 商法施行前に勧誘を受ける意思を確認した顧客については、適合性を審査した上で、法施行後でも令第 30 条に規定する商品取引契約の締結を勧誘できると理解してよいのか。

9. 第103条 禁止行為（受渡状況等の顧客への通知）

(1) 第1項第12号

- ① 「受渡状況その他の顧客に必要な情報」とは、具体的にどのような情報か。
 ② 当該情報をお知り対象顧客は、受渡しを行う顧客のみでよいか。
 ③ 当該情報のお知り方法は口頭でよいか。

(2) 第1項第12号から第15号、第17号及び第25号

- 第12号「適切に通知していないと認められる状況」、第13号「電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況」、第14号「法令に違反する行為を防止するための措置が十分でないと認められる状況」、第15号「適正な措置を講じていないと認められる状況」、第17号「決済を行うための十分な管理体制を整備していない状況」及び第25号「売買管理が十分でないと認められる状況」とは、それぞれどのような状況を指すのか。

10. 第104条 商品取引契約の締結前に交付すべき書面の共通記載事項

- ① 第1項第8号「前号の損失の額が取引証拠金等を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」について、政令第30条（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）に掲げる契約以外の商品取引契約（不招請勧誘禁止の例外となる取引）を締結する場合は、本号に記載する必要はないか。
 ② 第1項第8号「前号の損失の額が取引証拠金等を上回ることとなるおそれがある場合には、その理由」について、政令第30条（不招請勧誘が禁止される商品取引契約）に掲げる契約を締結する場合と、それ以外の商品取引契約（不招請勧誘の例外となる取引）を締結する場合とで、2種類の事前交付書面が必要か。
 ③ 第1項第21号「当該商品取引契約に基づく取引に関する主要な用語及びその他の基礎的な事項」とは何か。

11. 第109条 取引の成立の際の通知すべき事項

- ① 本条は、一般に書面を送付することによって実行されており、法定帳簿に準ずるも

のであることから、附則第11条と同様の経過措置を講じていただきたい。

（理由）

今回の法令の改正については、既存の商先業者に対するシステム改修の負担が大きく、新たな受託契約準則が提示されていない現状も踏まえると、委託者通知書類についても対応のために相当の時間を要するため。

- ② 第1項第12号「成立了取引に係る取引証拠金等の種類及び金額」とあるが、スパン証拠金制度においては取引全額のボジションによって証拠金額が確定するため、成立した取引個々の証拠金額とし認識できない場合があるので、取引が成立した時点における取引証拠金の総額等とすべきではないか。

- ③ 同第14号「委託者が支払うことなる金銭の額及び計算方法・・・・」の額とは植洗いを含むのか、決済した額か。また、計算方法はどのように表示すればよいか。

- ④ 同第14号に掲げる額に未決済の建玉の償洗いまで含むのであれば、現行省令と同様に「成立した取引の差金の合計額を控除了額」旨の記載とし、未決済の建玉の償洗いが除外されるよう明記していただきたい。（理由）

- 本号が、未決済の建玉を含むのであれば、現行月1回送付している残高照合通知書を毎日送付することと同じことを意味し、商先業者にとっては大幅なコスト負担を強いらざることになるため。
- ⑤ 同第1項第16号は、顧客財産の分離保管等について記載することを意図していると思われるが、削除いただきたい。（理由）

分離保管措置については、個々の委託者ベースでなく、預託区分ごとに総額で行うことから、保管先ごとの金額等を委託者ごとに区分して報告することの必要性がないと考えられるため。また、内容によつては対応困難となるため。

12. 第110条の2 取引証拠金等の受領に係る書面の交付

- ① 第1項第5号「当該取引証拠金等に係る取引の種類」とあるが、取引証拠金を取引の種類（現物先物取引、現金決済先物取引等）に区分して預託を受けていないため、これを記載することは困難である。
 ② 同第7号「当該取引に係る商品取引所・・・の名称」を記載することとされているが、国内商品取引所の取引について預託を受ける取引証拠金は、商品取引所を特定することなく預託を受けるため、商品取引所の名称を記載することは困難である。

13. 第100条の6 顧客の判断に影響を及ぼす重要事項

- 第3号「商品取引契約に関する重要な事項について顧客の不利益となる事実」とは、具体的に何を指すのか。
 広告に表示すべき重要事項であるとしながら、本規定は極めて抽象的であり、事後に

重要事項であつたか否かが争われる結果を招くことが明らかである。また、広告媒体によるスペース又は時間の制約を考慮すると、すべての重要事項を表示することにも無理が生ずる。実態を踏まえた規制としていただきたい。

14. 別表第四

① 注文伝票・記載上の注意 五

新たに、自己取引について「発注日時」を記載することとされたが、取引員各社における注文伝票入力システムの変更が必要となるため、「発注日時」の記載は不要としたいいただきたい。

② 商品デリバティブ取引勘定元帳

「11 取引証拠金等に関する事項」の定義を明らかにしてほしい。

(理由)

「9 入出金」と「11 取引証拠金等に関する事項」とが別項目になっているが、清算機関等への現金および有価証券の預入・返戻の内容なのか、委託者の売買や入出金の内容なのか判断がつかない。内容によっては対応が大きく変わつくるため。

15. 附則第3条 純資産額の計算基準に関する経過措置

純資産額規制比率の計算において、現在、許可を受けている商品取引員にあつては、法施行日から6カ月後には施行規則第38条第1項第1号から第6号に掲げる資産を控除することとなるのか。

16. 附則第3条及び同第6条 (危険に対応する額の算出に関する経過措置)

経過期間を6月から1年に変更すべきである。

(理由)

純資産額規制比率及びリスクの計算については、取引員の経営の根幹部分にかかる改正であり、影響度の大きさから経過期間を最低1年程度に変更すべきである。

17. 附則第11条

現行の法定帳簿は「新規則第113条第1項第2号に掲げる帳簿に準ずる帳簿」となるのか。1年間の経過期間経過後は、改正案に即した新様式に改める必要があるのか。
以上

至急

平成 22 年 6 月 8 日

市場戦略統合委員会 委員 各位

日本商品先物振興協会

新純資産額規制比率（案）に係るご意見提出等のお願い

商品取引所法において商品取引員に課される純資産額規制比率が平成16年改
正より導入（施行は平成17年5月より）されて、約5年が経過いたしました。

本制度については導入時から、制度定着の動向を見ながら将来的な改正を実
施する意向である旨の考えが主務省から示されていたところ、今般、平成23年
1月の商品先物取引法の施行に併せ、同比率に係る計算方法等の見直しを行うこ
ととしている旨の連絡が主務省からありました。

今般の見直しは、①固定化されている資産について純資産の額に含めないこ
と、②BIS規制において考慮されている基礎的リスクをリスク計算に含める
こと、③清算機関による債務の引受けている取引については取引リスク
(委託玉リスク)に含めないこと、を骨子としております。

つきましては市場戦略統合委員会委員の各社において同制度の改正の方向性
(別紙「商品先物取引法における純資産額規制比率（案）」「商品取引所法施行
規則（改正案）」)に基づいて計算をした場合、自社の比率がどの程度変化する
かをご確認いただき、その上で計算に係る規定に問題はないか等のご意見を頂
戴したいといたします。

ご多用の折、急なお願いで大変恐縮ですが、別紙「回答書」に計算結果及び
ご意見等をご記入し、下記の要領で本会宛てにご提出頂きますようお願い申し
上げます。

記

1. 計算結果及びご意見のご記入
別紙「回答書」にお願いいたします。

2. 提出期限

平成22年6月11日（金） 9：00　までにご回答下さい。

3. 提出の要領
電子ファイルを添付して下記までEメールにて送信してください。
送信先Eメールアドレス：jefaa@jefaa.gr.jp
以上

本調査に関するお問い合わせ先
先物協会 企画調査部門 谷口
03-3664-5731

新純資産額規制比率（案）に係る意見等に係る回答書

会 社 名：_____
会 员 名：_____
本件の ご担当者名：_____
ご連絡先（お電話番号）：_____

1. 純資産額規制比率（平成22年3月31日のデータにより計算すること）

	(千円)	新法(商先法)	現行法(商取法)
①資産の部			
②控除資産 (現行法：部分的控除資産)			
③負債の部			
④補完的項目 (現行法：部分的補完的項目)			
⑤純資産 (①-②-③+④)			
⑥市場リスク			
⑦取引先リスク			
⑧基礎的リスク			
⑨純資産額規制比率 (=⑤/(⑥+⑦+⑧))			

2. ご意見（ご自由にご記載下さい。）

1



•

•

•

•

➤
➤

➤
➤

	38(1)		38(1)	
	38(1)		38(1)	
	38(1) 38(1)		38(1)	
	38(1) 38(1)		38(1) 38(1)	
	38(1)		38(1) 38(1) 38(1) 38(1) 38(1)	
	38(1) 38(1) 38(1)		38(1) 38(1) 38(1)	
	38(1) 38(1) 38(1) 38(1) 38(1)		38(1) 38(1) 38(1)	

改 正 案	現 行
<p>（純資産額の計算基準）</p> <p>第三十八条 法第九十九条第七項（法第一百七十五条第三項、第百九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百九十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第一号から第六号までに掲げるものの金額の合計額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第七号から第十号までに掲げるものの金額の合計額を除き、それ以外の場合にあっては第七号及び第八号に掲げるものの金額の合計額を除く。）を控除するものとする。</p> <p>一 流動資産のうち、次に掲げるもの</p> <p>イ 預託金（第七号及び第八号に掲げるものに係るもの、法第九十八条第一項第一号の規定による預託金、同項第四号の規定に係るものを除く。）</p> <p>ロ 委託者未収金（期間が一週間未満のものを除く。）</p> <p>ハ 関係会社（連結会社を除く。）に対する短期貸付金（金融機関（銀行、協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）又は金融商品取引法施行令第一条の九各号に掲げる金融機関をいう。ハにおいて同じ。）、信託会社又は金融商品取引業者が振り出した為替手形の購入に係るもの）を除く。）</p> <p>ニ 前払金</p> <p>ホ 前払費用</p> <p>ミ 一般貸倒引当金（流動資産に属する資産に係るものに限る。）</p> <p>ム 固定資産（その他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第一項に規定するその他有価証券をいう。第九号及び次項において同じ。）のうち次に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 金融商品取引所（これに類似するもので外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券</p> <p>ロ 金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券</p> <p>ハ 国債証券</p> <p>ク 繰延資産</p> <p>ク 保有する有価証券（信託財産をもつて保有する有価証券を含む。）のうち、次に掲げるもの（第三号に掲げるものを除く。）</p> <p>イ 関係会社が発行した有価証券（連結会社が発行した社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債、保険業法（平成</p>	<p>（純資産額の計算基準）</p> <p>第三十八条 法第九十九条第七項（法第一百七十五条第三項、第百九十二条第三項、第二百十一条第四項、第二百三十二条第四項及び第二百九十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定により純資産額を計算するときは、<u>様式第一号により作成した純資産額に属する調書の資産の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては、第一号から第十七号までに掲げる資産の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあっては、第一号及び第五号に掲げる資産の額を合計した額を除く。）から負債の部に計上されるべき金額の合計額（法第二百十一条第四項において準用する場合にあっては第十八号から第二十号までに掲げる負債の額を合計した額を除き、それ以外の場合にあっては第十八号に掲げる負債の額を除く。）を控除するものとする。</u></p> <p>一 委託者未収金及び長期未収債権（委託者未収金に相当するものに限る。第五号において同じ。）並びに委託者先物取引差金（流動資産に属するものに限る。）の合計額が商品市場における取引等に關し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭（当該委託者の計算による商品市場における取引であつて決済を結了していないものに係る差益金に相当する金銭を除く。第五号において同じ。）及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分</p> <p>二 前渡金</p> <p>三 前払費用</p> <p>四 貸倒引当金（流動資産に属する資産に係るものに限る。）のうち一般貸倒引当金に該当するもの</p> <p>五 貸倒引当金のうち委託者未収金及び長期未収債権の合計額が商品市場における取引等に關し当該委託者から預託を受けた金銭及び有価証券並びに当該委託者の計算に属する金銭及び有価証券の合計額を超える場合における当該超える部分に係るもの</p> <p>六 有価証券、短期貸付金、投資有価証券及び長期貸付金のうち短期劣後債権に該当するもの</p> <p>七 有価証券及び投資有価証券のうち他の会社又は第三者が発行したもの（商品取引員が当該他の会社から資本金調達手段を受け入れている場合であつて、当該商品取引員が意図的に保有しているものに限る。）</p> <p>八 のれん</p> <p>九 借地権</p> <p>十 削除</p> <p>十一 ソフトウェア</p> <p>十二 第八号から前号までに掲げるもの以外の無形固定資産</p> <p>十三 投資有価証券及び長期貸付金のうち長期劣後債権に該当するもの</p> <p>十四 長期前払費用</p> <p>十五 繼延税金資産（固定資産に属する資産に關連するものに限る。）</p>

七	七年法律第二百五号)第六十一条の十第一項に規定する短期社債及び資産の流動化に関する法律(平成十年法律第二百五号)第二条第八項に規定する特定短期社債に係るもの並びにコマーシャル・ペーパー(金融商品取引法第一条第一項第十五号に掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券で同項第十五号に掲げる有価証券の性質を有するものをいう。口において同じ。)、引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないもの並びに売買の状況にかわらず意図的に関係会社への資金提供を目的とした保有でないことが明らかなるものを除く。)	十六 繰延資産
八	口他の会社又は第三者が発行したコマーシャル・ペーパー又は社債券(金融商品取引業者が当該他の会社から資本調達手段を受け入れている場合であつて、当該金融商品取引業者が意図的に保有しているものに限る。)又は金融商品取引法第一条第一項第六号から第九号までに掲げる有価証券若しくは新株予約権付社債券又は同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するものの(第三号イ及びロに掲げるもの並びに引受けにより取得したもので保有期間が六月を超えないものを除く。)	十七 資産のうち第三者のために担保に供されているもの(前各号に掲げるものを除く。)の帳簿価額又はこれを担保とする第三者の債務の金額のうちいずれか少ない額
九	六 第三者のために担保に供されている資産(前各号に掲げるものを除く。)	十八 商品取引責任準備金
十	八 他に行っている事業に關し法令の規定により負債の部に計上することが義務付けられている引当金又は準備金のうち利益留保性の引当金又は準備金の性質を有するものがある場合には、当該引当金又は準備金	十九 短期借入金、一年内返済長期借入金、一年内償還社債、社債及び長期借入金のうち短期劣後債務に該当するもの(長期劣後債務のうち、資本金、新株式払込金又は新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、株式等評価差額金、自己株式払込金又は自己株式申込証拠金及び自己株式の合計額(次項において「基本的項目の額」という。)の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものとの累計額の合計額に相当するものを含む。)
十一	九 短期劣後債務(長期劣後債務(第六項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。)のうち、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金(社外流出予定額(配当及び役員賞与の予定額をいう。)を除く。)、その他有価証券評価差額金(貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。)及び自己株式の合計額(以下「基本的項目の額」という。)の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものとの累計額の合計額に相当するものを含む。)	二十 社債及び長期借入金のうち長期劣後債務に該当するもの(残存期間が五年以内になつたものにあつては、毎年、残存期間が五年になつた時点における額の一十パーセントに相当する額を累積的に減価したものに限る。)

一	九 短期劣後債務(長期劣後債務(第六項各号に掲げる性質のすべてを有するものに限る。)のうち、資本金、新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金(社外流出予定額(配当及び役員賞与の予定額をいう。)を除く。)、その他有価証券評価差額金(貸借対照表の純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。)及び自己株式の合計額(以下「基本的項目の額」という。)の五十パーセントに相当する額を超える額並びに次号に規定する減価したものとの累計額の合計額に相当するものを含む。)	二 前項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号までに掲げるものの額(同項第十九号に掲げるものにあつては基本的項目の額から前項第一号から第三号まで及び第五号から第十七号までに掲げるものの額の合計額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第二十号に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。)の合計額が基本的項目の額を超えてはならない。
二	二 前項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号までに掲げるものの額(同項第十九号に掲げるものにあつては基本的項目の額から前項第一号から第三号まで及び第五号から第十七号までに掲げるものの額の合計額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第二十号に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。)の合計額が基本的項目の額を超えてはならない。	三 前項の場合において、同項第四号及び第十八号から第二十号までに掲げるものの額(同項第十九号に掲げるものにあつては基本的項目の額から前項第一号から第三号まで及び第五号から第十七号までに掲げるものの額の合計額を控除した額の二百パーセントに相当する額を限度とし、同項第二十号に掲げるものにあつては基本的項目の額の五十パーセントに相当する額を限度とする。)の合計額が基本的項目の額を超えてはならない。

			評価差額が正となる場合における当該評価差額をいう。) その他の基本的項目の額以外の貸借対照表の純資産の部に計上されるものの額の合計額が基本的項目の額を超えてはならない。
3	第一項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて評価した額によらなければならない。	3	第一項の資産及び負債の額は、純資産額の計算を行う日において、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従つて評価した額によらなければならない。
4	前項の場合(法第二百十一条第四項において準用する場合を除く。)において次の各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に定める金額を評価額とする。 一 金銭債権又は市場価格のない債券について取立不能のおそれがある場合 取立不能見込額を控除した額 二 市場価格のない株式についてその発行会社の資産状態が著しく悪化した場合 相当の減額をした額 三 前二号以外の流動資産の時価が帳簿価額より著しく低い場合であつて、その価額が帳簿価額まで回復することが困難と見られる場合 当該時価 四 第一号又は第二号以外の固定資産について償却不足があり又は予測することのできない減損が生じた場合 債却不足額を控除し、又は相当の減額をした額 五 繰延資産について償却不足がある場合 債却不足額を控除した金額において同じ。)の評価差額が負となる場合における当該評価差額をいう。)	4	第一項の場合(法第二百十一条第四項において準用する場合に限る。)において負債のうちに保証債務又は保証予約(以下この項において「保証債務」という。)があるときは、当該保証債務の額の二十五パーセントに相当する額(債務保証損失引当金を計上している場合にあつては、当該それぞれの保証債務の額の二十五パーセントに相当する額又は債務保証損失引当金のうちいずれか大きい額。)を評価額とする。
5	(前る)	第一項第六号に規定する短期劣後債権とは、劣後特約付貸付金(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による貸付金をいう。次項において同じ。)又は劣後特約付社債(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。)であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	第一項第六号に規定する短期劣後債権とは、劣後特約付貸付金(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による貸付金をいう。次項において同じ。)又は劣後特約付社債(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。)であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。

		金(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による貸付金をいう。次項において同じ。)又は劣後特約付社債(元利金の回収について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。次項において同じ。)であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	
5	第一項第九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下同じ。)又は劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	一 担保が供されていないこと。 二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が一年以上五年以内のものであること。	一 担保が供されていないこと。 二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が一年以上五年以内のものであること。
6	第一項第十三号に規定する長期劣後債権とは、劣後特約付貸付金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	第一項第十三号に規定する長期劣後債権とは、劣後特約付貸付金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	一 担保が供されていないこと。 二 契約時又は発行時における貸付期間又は償還期間が五年を超えるものであること。
7	第一項第十九号に規定する短期劣後債務とは、劣後特約付借入金(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借による借入金をいう。以下同じ。)又は劣後特約付社債(元利金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債をいう。以下同じ。)であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。	一 担保が付されていないこと。 二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が一年以上五年以内のものであること。	一 担保が付されていないこと。 二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が一年以上五年以内のものであること。
	三 期限前弁済又は期限前償還(以下この条において「期限前弁済等」という。)の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等	三 期限前弁済又は期限前償還(以下この条において「期限前弁済等」という。)の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等	

	限前弁済等が債務者である商品先物取引業者の任意によるものであり、かつ、当該商品先物取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。
6	四 商品先物取引業者がその元利金の支払を行うことにより法第二百十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。 第一項第九号及び第十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。 一 担保が付されていないこと。 二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。 三 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品先物取引業者の任意によるものであり、かつ、当該商品先物取引業者が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。
7	四 商品先物取引業者がその利金の支払を行うことにより法第二百十一条第三項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。 第四項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。 一 劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等の用語、
8	様式及び作成方法に関する規則第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。一又は関連会社（同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。）である場合 当該劣後特約付借入金の額 一 劣後特約付社債の保有者（信託財産をもつて保有する者を含む。次号において同じ。）が自己、子会社又は関連会社である場合 当該劣後特約付社債の額 三 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合 当該資金の額（当該資金の額が劣後特約付借入金の額及び劣後特約付社債の額の合計額を超える場合にあっては、当該合計額） 第四項第三号又は第五項第三号の承認を受けようとする商品先物取引業者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。 一 商号 二 許可年月日又は許可更新年月日 三 期限前弁済等の額（外貨建てである場合にあっては、期限前弁済等の額及びその円換算額） 四 現在及び期限前弁済等を行つた後の短期劣後債務又は長期劣後債務の額（外貨建てである場合にあっては、短期劣後債務又は長期劣後債務の額及びその円換算額） 五 期限前弁済等を行う理由 六 期限前弁済等の予定期日 七 十分な純資産額規制比率（法第二百十一条第一項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）を維持するための
9	限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。 四 商品取引員がその元利金の支払を行うことにより法第二百十一条第二項の規定に違反することとなる場合には、当該元利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。 第一項第十九号及び第二十号に規定する長期劣後債務とは、劣後特約付借入金又は劣後特約付社債であつて、次に掲げる性質のすべてを有するものをいう。 一 担保が付されていないこと。 二 契約時又は発行時における借入期間又は償還期間が五年を超えるものであること。 三 期限前弁済等の特約が付されている場合には、当該期限前弁済等が債務者である商品取引員の任意によるものであり、かつ、当該商品取引員が当該期限前弁済等を行うことについて主務大臣の承認を受けたときに限り、当該期限前弁済等を行うことができるものであること。
10	四 商品取引員がその利金の支払を行うことにより法第二百十一条第三項の規定に違反することとなる場合には、当該利金の支払を行わない旨の特約が付されていること。 第七項に規定する短期劣後債務又は前項に規定する長期劣後債務について、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を当該短期劣後債務の額又は当該長期劣後債務の額から控除しなければならない。 一 劣後特約付借入金の借入先が子会社（財務諸表等の用語、

	様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第三項に規定する子会社をいう。以下同じ。一又は関連会社（同条第五項に規定する関連会社をいう。以下同じ。）である場合 当該劣後特約付借入金の額 一 劣後特約付社債の保有者（信託財産をもつて保有する者を含む。次号において同じ。）が自己、子会社又は関連会社である場合 当該劣後特約付社債の額 三 劣後特約付借入金の借入先又は劣後特約付社債の保有者に意図的に資金の提供を行っている場合 当該資金の額（当該資金の額が劣後特約付借入金の額及び劣後特約付社債の額の合計額を超える場合にあっては、当該合計額） 第四項第三号又は第八項第三号の承認を受けようとする商品取引員は、次に掲げる事項を記載した承認申請書に契約書の写し又はこれに準する書類を添付して、主務大臣に提出しなければならない。 一 商号 二 許可年月日又は許可更新年月日 三 期限前弁済等の額（外貨建てである場合にあっては、期限前弁済等の額及びその円換算額） 四 現在及び期限前弁済等を行つた後の短期劣後債務又は長期劣後債務の額（外貨建てである場合にあっては、短期劣後債務又は長期劣後債務の額及びその円換算額） 五 期限前弁済等を行う理由 六 期限前弁済等の予定期日 七 十分な純資産額規制比率（法第二百十一条第一項に規定する純資産額規制比率をいう。以下同じ。）を維持するための
--	--

	資本金調達その他の具体的措置の内容	資本金調達その他の具体的措置の内容
9	八 期限前弁済等を行つた後の純資産額規制比率の推定値 主務大臣は、第四項第三号又は第五項第三号の承認をしようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。 一 当該期限前弁済等を行つた後において当該商品先物取引業者が十分な純資産額規制比率を維持することができると見込まれること。	八 期限前弁済等を行つた後の純資産額規制比率の推定値 主務大臣は、第七項第三号又は第八項第三号の承認をしようとするときは、当該短期劣後債務又は当該長期劣後債務が純資産額規制比率を一時的かつ意図的に向上させたものでないことを確認の上、次に掲げる基準のいずれかに適合するかどうかを審査しなければならない。 一 当該期限前弁済等を行つた後において当該商品取引員が十分な純資産額規制比率を維持することができると見込まれること。
10	二 当該期限前弁済等の額以上の額の資本金調達を行うこと。 第一項第三号の固定資産のうち、商品先物取引業者が自己の債務の担保に供したものであつて、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額を当該固定資産の額から控除することができる。 一 建物 当該建物を担保にした借入金の額又は当該建物の評価額のうちいずれか少ない額 二 土地 当該土地を担保にした借入金の額又は当該土地の評価額のうちいずれか少ない額	二 当該期限前弁済等の額以上の額の資本金調達を行うこと。 (新設)
11	前項各号の借入金が二以上の資産を担保にしている借入金である場合には、当該担保となつているすべての資産について評価額の比により当該借入金を按分して第一項第三号の固定資産のみを担保にした借入金の額を算出しなければならない。	(新設)
12	第一項第一号に掲げる前払金のうち、仕入に係る消費税の前払金であつて、その額がその他の預り金に計上した売上に係る消費税の額に達するまでのものについては、その額を当該前	(新設)
13	払金の額から控除することができる。 次の各号に掲げるものについては、その額から当該各号に定める額を控除することができる。 一 第一項第一号に規定する短期貸付金 当該短期貸付金の貸付先から預託を受けている担保金その他の資産の評価額 二 第一項第五号イに規定する関係会社が発行した有価証券の評価額 三 第一項第六号に規定する第三者のために担保に供されている資産 当該第三者から預託を受けている担保金その他の資産の評価額	(新設)
14	第一項第一号ハ及び第五号イの「関係会社」とは、次に掲げる者をいう。 一 商品先物取引業者の親会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項の規定により当該商品先物取引業者の親会社とされる者をいう。第四号及び第五号において同じ。) 二 商品先物取引業者の子会社 三 商品先物取引業者の関連会社 四 商品先物取引業者の親会社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第三項及び第七項の規定により当該親会社の子会社とされる者(当該商品先物取引業者及び前二号に掲げる者を除く。)をいう。) 五 商品先物取引業者の親会社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第八条第五項の規定により当該親会社の関連会社とされる者(第三号に掲げる者を除く。)をいう。)	(新設)

15	<p>第一項第一号へ及び第五号イの「連結会社」とは、次に掲げる者をいう。)</p> <p>一 商品先物取引業者（連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第一号に規定する連結財務諸表提出会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）に限る。）の連結子会社（同条第四号に規定する連結子会社又は外国におけるこれに相当する者をいう。次号において同じ。）</p>	(新設)
16	<p>前各項に規定するもののほか、基本的項目の額及び第一項に掲げるものの額並びに第九項各号、第十項及び第十一項各号の評価額の計算その他控除資産の額の算出に關し必要な事項は、主務大臣が定める。</p>	(新設)

22 先物振興発第 27 号
平成 22 年 7 月 27 日

農林水産省総合食料局
商品取引監理官 長 田 朋 二 様
経済産業省商務流通グループ
商務課長 高 島 竜 祐 様
新規取引課長 高 島 竜 祐 様

日本商品先物振興協会
会長 加 藤 雅 一

商品取引員の純資産額規制比率に係る意見

商品取引法により商品取引員（商品先物取引業者）に適用される純資産額規制比率について、市場流動性のさらなる低下を来たすことのないよう、下記について特段のご配慮をいただくことが必要と考えますので、意見として提出いたします。

記

1. 現在、主務省におかれましては、商品先物取引法の施行に向け同法施行規則の改正案の作成を進めておられるところと承知しておりますが、同施行規則において規定される純資産額規制比率については、本年 6 月 4 日に経済産業省より、その段階での案として、
 ① 純資産額から固定資産を控除する。
 ② 取引リスク（委託玉リスク）について、清算機関の債務の引受けが行われた取引は除外する。

③ 新たに基礎的リスク（年間の営業費用の 25%）を追加する。
 こととし、経過措置を設けるとの考え方方が協会事務局に示され、これを適用した場合の同比率について試算の依頼がありました。
 これを受け、当協会では、市場戦略統合委員会委員会社に対し試算を要請し、その結果を同月 11 日に経済産業省にご報告いたしました。

2. その後、現在まで純資産額規制に係る改正案についてお示しいただいておりませんが、仮に 6 月時点の上記の考え方方が適用された場合、現に商品先物市場に流動性を提供している取引員経営に及ぼす影響は極めて大きく、経過措置が講じられたとしても、別途、

市場の流動性回復に有効な施策がとられ、それによつて取引員の財務改善が見通せた後のことでない限りは、商品取引員の市場からの退出を加速させ、市場の更なる縮小ないしは消失を招く結果となりかねません。
 平成 17 年の現行の純資産額規制比率の導入においては、別紙のとおり、当時の「取引員の財務状況を踏まえ、（中略）改正法に基づく新制度への円滑な移行を優先」して、固定資産を自己資本から除外することが見送られております。当時よりもさらに悪化している現在の取引員各社の財務状況に鑑みれば、制度導入から 5 年を経過したとの理由をもつて同規制の厳格化を図ることは合理的ではありません。
 また、制度導入以後、現行の純資産額規制比率が厳格でないが故に大きな社会問題となつたような事例もなく、同規制を厳格化しなければならないような政策的な必要性もないと思料いたします。

3. 今回の法改正の最大の目的は重要な産業インフラである商品先物市場をいかに機能させるかであり、そのためには市場流動性を早急に回復させることが最重要課題であると認識しております。これに則して産業構造審議会商品取引所分科会ではいわゆるプロ市場化の方向性が議論されてきましたが、残念なことに商品先物市場に流動性をもたらすことが期待される金融・証券系の新規プレーヤーの市場参入の動きはまだ見えておりません。

つきましては、商品先物取引法の施行後その改正の効果を検証し、市場全体の制度設計において上記目的の達成に不足するものがあればそれを再度検討することが必要であり、その制度設計を検討する中で、商品先物取引業者に対する財務要件のあり方にしても議論される必要があるものと考えますので、今般の商品先物取引法施行に伴う同施行規則の改正においては、純資産額規制比率についての改正を行わないことが妥当ります。

わが国経済において必要不可欠な商品先物市場を維持・存続させるため、上記についてご質問を賜り、適切なるご判断をいただきまますようお願いいたします。

以上

(注)

(2)

経済産業省商務流通 G 商務課
農林水産省総合食料局商品取引監理官

(注1) リスクに対応する額
商品

(注2) 純資産額規制比率については、許可（更新）の際にはこれを120%以上に維持することが見込まれることが要件となる。

委託者保護及び商品市場における取引の履行の確保という要請に変わりはないが、改正商品取引所法においては以下の観点から純資産額要件を見直すこととしている。

- (i) 商品取引員の許可を委託者保護の観点からの商品市場における取引の仲介業務を行うことによる目した商品市場横断的な包括的な許可に改めることに対応し、商品取引所法において行政的に要求する財務要件は、委託者保護の趣旨に限定し、
① 過度に零細な業者の参入を規制するために必要な純資産の保有を義務づける、
② 委託者への支払能力の確保の観点からは、商品取引員の商品市場における取引により保有するリスクの水準が問題になることから、その水準に応じた純資産の保有を義務づけることとする。

これにより、取引参加市場の多様化を円滑に行えるようにするなどの柔軟な経営展開を可能とするなど、現行の細分化された許可制度を合理化する。

()

商品取引所法改正に伴う商品取引員の純資産額評価の改善案

2. 保証債務のオナンバランシ化

<試案>

平成16年6月30日

I 当面の改善案(改正法施行日～)

新商品取引所法施行に伴い、新たに導入される純資産額規制比率等のベースとなる純資産額の評価方法について、リスクに応じた商品取引員の財務基盤の確保を図るという制度趣旨に鑑み、以下のとおり厳格化することが必要。

以下の案の検討においては、

- ① 一定の流動性・換金可能性)及び資金的裏付けのある資産に限定すること、
- ② 取引員による純資産額の計算及び主務省側の検証が簡便に(低コストで)行えること、
- ③ 取引員の財務の現状を踏まえ、実現可能性があることといった観点に配慮し、
- ④ 具体的な資金の裏付けがない資産についてはゼロ評価とする(1.)
- ⑤ ② 二次的な債務(保証債務及び第三者のための担保提供)についても、一定範囲内で負債として評価する(2. 3.)

等の、厳格化のための改善を盛り込んでいる。

(なお、4. は、現行より純資産額の評価を引き上げる方向の改善措置である。)

1. 資産評価の厳格化

流動資産及び固定資産のうち、資金的裏づけのない又は換金可能性の低い、下記の項目については、ゼロ評価とする。

- ① 前渡金(購入前に支払った資産の対価)
- ② 前払費用(支払い済みだが役務の提供を受けていないものの)
- ③ 無形固定資産(営業権等)
- ④ 長期前払費用(支払済みの費用を資産計上したもの)
- ⑤ 繰延税金資産(将来課税所得があつた場合の節税効果を見込んで資産計上したもの)のうち固定資産に属するもの
- ⑥ 繰延資産

(参考) 証券会社の自己資本規制比率においては、上記項目は自己資本から控除される。

保証債務(保証予約を含む)については、将来(本債務者が債務不履行となれば)自ら債務を負う可能性があるのであるから、保証債務の額に一定の比率(2.5%)(※)を予定)を掛けたものを負債の部に計上し、資産合計額から控除する。

※(証券会社の自己資本規制比率においては、保証債務は取引先区分ごとに一定の比率を掛けたものをリスクとして認識しているが、) 2.5%は、証券会社の自己資本規制比率において保証債務に係るリスクを計算する際に、一般法人及び個人が取引先である場合に適用される比率である。

3. 第三者のために担保に供されている資産の控除

第三者のために担保に供されている資産の評価について(は、帳簿価額から担保設定当初の被担保債権の額を控除する(被担保債権額が帳簿価額以上の場合はゼロ評価))。

(参考) 証券会社の自己資本規制比率においては、第三者のために担保に供された資産は控除されている。

4. 一般貸倒り当金の純資産額への算入

貸倒り当金のうち、一般貸倒り当金(流動資産に属する資産に係るものに限る)は、特に貸倒れの懸念がない債権について引当金を設定するものであり、商品取引責任準備金と同様に利益を留保したことから、その全額を純資産額に別途加算する。

(参考) 証券会社の自己資本規制比率においても、一般貸倒り当金(流動資産に係るものに限る)は自己資本の補完的項目としてプラスカウントされている。

II 将来的な改善案

今回新たに導入される取引員の純資産額規制比率は、取引員が抱える未決済建玉(に係る価格変動リスクに対応した財務基盤の確保(ひいては委託者への支払能力の担保)を図るものであることから、「財務基盤」として認識すべき純資産は、流動性の高いものに限定する必要がある。このような観点から、固定資産については、一般に流動性が高いとは言えないため、本来、純資産額の評価からは除外すべきと考えられる。

同様の趣旨より、証券会社に適用される自己資本規制比率においても、証券会社の財産的基礎として「固定化されていない自己資本」という概念を定義し、一定の例外を除き、固定資産は自己資本とみなさないこととしている。

しかしながら、今回の改善案においては、現在の取引員の財務状況を踏まえ、来年4月を目処とする改正法に基づく新制度への円滑な移行を優先し、資金的裏付けは重視しつつ、流動性の基準を緩和して不動産等の固定資産について簿価評価を温存したもののが上記改善案である。
したがって、新制度が定着した後には、証券会社の自己資本規制比率に倣つた本来のリスク対応指標として、以下のような案に移行していくことが求められる。

一定の流動性(即時換金可能性)が確保された資産に限定するため、固定資産の取り扱いについて、上記I・1・(に加え、以下のようない評価方法を採用する。

- ① 有形固定資産は、以下の例外を除き、ゼロ評価とする。
自己の債務の担保に供した土地・建物 → 当該土地・建物を担保にした借入金の額又は当該土地・建物の帳簿価額のうちいづれか少ない額を評価額とする。
- ② 関連会社株式、子会社株式、長期貸付有価証券、出資金、長期差入保証金、長期賞付金、その他の投資及びこれらに対して設定された個別賞引当金は、ゼロ評価とする。

会員代表者懇談会 議事次第

日本商品先物取引協会
日本商品先物振興協会

市場戦略統合委員会懇談会 議事次第

日本商品先物振興協会

日 時 平成22年4月30日(金) 午後1時30分~

場 所 株式会社東京工業品取引所 地下1階セミナールーム

議 題 1. 不招請勧誘の禁止について

2. その他

配付資料

初期の投資額以上の損失が発生する可能性のない新商品の概要

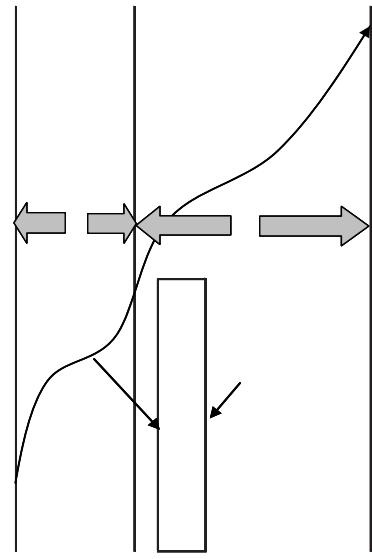
以 上

以 上

初期の投資額以上の損失が発生する可能性のない新商品の概要

1. 損失を証拠金額の範囲内に抑えるための基本的な考え方

保有する建玉が不利な方向に価格変動し、一定の価格に達した場合に市場離脱を試みることとしたとする。このとき、市場離脱したくとも対当する注文がなければ建玉が拡大していく。
したがって、損失を証拠金額の範囲内に抑えるためには、「投資として許容できる価格幅（A）」+「市場離脱したくてもできない価格幅（B）」に対応する以上の証拠金の差し入れを受け、かつ、（B）の価格幅内で確実にロスカットを実行する体制の構築が必要となる。



2. 万が一の場合の措置

(1) 過去のデータを超える価格変動が生じた場合の問題点
商品取引員が、取引所の設定した「市場離脱したくてもできない価格幅（B）」に対応する証拠金の差し入れを受け、かつ、その価格幅内で確実にロスカットを実行する体制を構築していたとしても、万が一の場合、当該価格幅を超える変動が生ずる可能性がないとはいはず、結果として、証拠金を超える損失が発生する。

(2) 万が一の場合の措置の基本的な考え方及び業務規程等の概要
上記の問題点を解決するため、万が一の際に商品取引員と委託者の間で**市場外取引**を行うことを認め、当該取引によって証拠金以上の損失を発生させることなく委託者を市

場離脱させることとする。当該市場外取引は、取引所が定めて主務大臣が認可する業務規程に基づいて執行されなければならない。このため、証拠金及びロスカット水準等を取引員が任意に設定する場合にも、取引所の業務規程に基づいて取引所が定める水準以上でなされなければならない。業務規程で定める事項の概要は次のとおり。

①市場外取引を行う要件

委託者と以下の条件を満たす内容の契約を締結した商品取引員は、万が一の場合には市場外取引を行うことにより、損失を証拠金額の範囲内に抑えられる。

ア) 受け入れる証拠金

商品取引員は、取引所が商品毎に定める価格変動率に応じた証拠金以上の額の証拠金の差し入れを受けなければならない（上記（B）部分）。**公正な価格形成を阻害しないため、また取引員の財務を毀損しないために、市場外取引が執行される可能性が極めて低くなるよう証拠金を設定する。**

このため、ある約定期間から次の約定期間までの値段の乖離について、取引所が過去一定期間のデータを取得し、その変動率の最大値をカバーする値を統計的実証に基づき計算・設定する。その際、値段の乖離は商品毎に特性が異なることから、商品毎に設定する。また、データの取得期間の大半は価幅を制限する制度を有していた期間であることから、少なくとも国際商品については相関のある海外市場の値段の乖離を探用する。

なお、投資として許容できる価格幅（A）に相当する証拠金については、商品取引員又は委託者が独自に設定する。

また、証拠金制度の変更にかかわらず、証拠金は事前に差し入れを受けなければならない。そのため、取引所は受注時の証拠金の水準を定める。

イ) ロスカット水準等の設定

ロスカットを確実に実行するため、商品取引員は、ロスカット取引を執行する水準（ロスカット水準）とロスカットを目指す下限（上限）の水準（ロスカット目標水準）の差を、取引所が商品毎に定める価格変動率に応じた価格幅以上に設定し、委託者の注文の約定期後直ちにトップ注文を発注しなければならない。

②市場外取引を行う時期と値段

市場外取引は、契約に基づき、ロスカット目標水準に発注された注文がキャンセルされた時点で、原則その値段で成立する。

(3) 法令の禁止事項との関係
これらの仕組みを講じることとした業務規程に基づく商品については、初期の投資額以上の損失が発生しないことから不招請勧誘の禁止の規定に抵触しない。また、当該業務規程の規定は法令に違反せず、商品市場における取引の公正を確保し、委託者を保護するために十分なものとし、今後、主務大臣による業務規程の認可を得る方針。

会員各位

平成22年8月26日

日本商品先物振興協会

いわゆる「損失限定期取引」に関するQ&Aの
ホームページへの掲載について（お知らせ）

来年1月に施行される商品先物取引法においては不招請勧誘の禁止が導入されるとなりますが、不招請勧誘が禁止されるものとして商品先物取引法施行令（政令）で指定される商品取引契約（個人を相手方とする初期の投資金額を超える損失が発生する可能性のある取引所取引）及び「個人を相手方とする全ての店頭商品デリバティブ取引」に係る契約以外の商品取引契約の範囲については不招請勧誘が禁止されないとなります。

このため、商品取引所及び本会では不招請勧誘が禁止されない商品取引契約について検討し、その基本的なしくみについてすでに会員の皆様にご説明申し上げてきましたところですが、より詳細にご理解いただきため、今般、㈱東京工業品取引所により作成された「損失限定期取引に関するQ&A」を本会員専用ホームページに掲載致しましたので、その旨お知らせいたします。

本Q&Aは、これまでに会員の皆様から頂いたご質問とそれに対する回答を中心に、以下の5つの項目から構成されています。

- ① 勘定可能な商品について
- ② 通常取引への移行について
- ③ 損失限定期取引の勘定について
- ④ 商品取引所が業務規程で規定する損失限定期取引の要件について
- ⑤ ストップロス取引について

記載内容については主務省にも確認をしていただいたものですので、会員各社における商品開発の際にご参考にしていただければ幸甚です。

なお、本Q&Aに関するご質問等は電子メールにて
㈱東京工業品取引所 legal@tocom.or.jp に頂きますようお願い申し上げます。
以上

	これら以外の商品（取引）は勧誘できないのか。勧誘可能となるための手続きはどうするのか。
	取引所の制度を変更することなく「可能性がない」ことを実現できるのであれば勧誘は可能であると考えられます。ただし、主務省に確認を求めるなどの方法により法に抵触するか否かを精査していただければと思います。 取引所の制度改革を伴うものについては、ご意見をいただければ主務省と調整したいと思います。

	損失限定取引を行っている委託者はいつ通常取引へ移行できるのか。
	時間の経過によって移行できる、といったものではありません。通常取引を勧誘するには委託者からの招請が必要となります。

	限月移行によって値段の振れが大きくなり、取引所の定めた値段幅を超えることにならないか。また、流動性の低い商品も同じことにならないか。
	あくまで過去の価格に基づいて算出した値段幅ですので、将来その値段幅を超えることはあり得ますが、その可能性は流動性の低い商品のほうが高くなり、また、限月の移行によってもその可能性は高まることが予想され、結果としてストップロス取引を実施する頻度も高くなります。 については、この取引の勧誘にあたっては、できるだけ流動性の高い商品の先限に限定し、例えば4番限に移行する前に手仕舞いを行うといった契約を各社ごとに締結していただきたいと思います。
	損失限定取引を説明するにあたり、通常取引の説明が不可欠であると考えられるが、通常取引の説明が勧誘であるとみなされることはないか。

	取引所にS Oを発注する方法ではなく、自社システムで市場価格をリアルタイムに監視し、トリガー値段に達した場合には、自動的にL O（F a K）を発注する方法を考えているが、この方法の場合であっても、万が一の場合取引所はストップロス取引を行うのか。
	自社システムの市場価格監視の方法が取引所にS Oを発注しているのと同様の精度があり、トリガー値段に達した場合のL Oの発注が直ちに行われるものであれば本制度と同様ストップロス取引を行うことが可能と考えられます。
	自社システムで市場価格をリアルタイムに監視する方法の場合、監視する市場価格のデータは、BD 1か、BD 2か。
	市場価格はBD 1を使用することになります。なお、BD1にはSC0の振替値段が含まれているため、この値段は除いて監視をおこなう必要があります。

	S Oは夜間取引中も発注し続けなければならないのか。
	リアルタイムにロスカットを行うため、取引所の取引時間中は常にS Oを発注し続ける必要があります。
	S Oは約定又はキャンセルされるまで有効なのか。
	取引所が受け付けたS Oは条件を満たさなかった場合（トリガー値段に達しなかった場合）、セッションをもって失効します。したがって、この場合はセッションごとに再発注をお願いいたします。 なお、この場合、当該不成立、再発注とともに注文伝票には記載する必要はありません。
	S OのL Oの「値段」は損失の上限でなければいけないのか。
	S Oが市場で成立する可能性は、（買建玉の場合は）L Oの値段が低ければ低いほど（逆に売建玉の場合は高ければ高いほど）高くなることから、成立する可能性が最も高く、証拠金を超えることのない値として「損失の上限」を指定する必要があります。
	S OのL Oは「F a K」でなければいけないのか。
	F a Sにした場合、契約に基づいてストップロス取引を行う時刻が（事後的にしか）特定できないと考えられること、また、ストップロス取引の手続きを開始した後の二重約定を防止するため注文取り消しをおこなう必要があることから、F a Kに限定させていただきたいと思います。
	複数枚数や複数商品を同時にすることは可能か。
	この制度は一商品一枚ごとに証拠金の範囲内で管理する方法です。同一商品の複数枚数や、異なる商品を同時に取引することは可能ですが、これらの損益と証拠金の残を完全にリアルタイムで管理することは事实上不可能です。したがって、このような取引を受託する場合においても証拠金やロスカットは一枚ごとに管理をする必要があります。
	複数の約定値段で成立した場合には、それぞれの成立値段ごとにS Oを発注する必要があるのか。平均値段でS Oを発注してはいけないのか。
	この制度は一商品一枚ごとに証拠金の範囲内で管理する方法です。平均値段でS Oを発注するということは事実上証拠金をプールで管理することになり、例えば2枚の建玉のうちの一枚を損切り・利食いした場合に、いくらの証拠金を返還できるのかが複雑になります（例えば半額を返還した場合には残りの建玉のS Oの値段を変更する必要が生じます。逆にこれを回避するためにはS O値段から逆算して証拠金を返還する必要があります。）。したがって、このような取引を受託する場合においても証拠金やロスカットは一枚ごとに管理をする必要があります。

	複数の約定値段で成立した場合には、それぞれの成立値段ごとにS Oを発注する必要があるのか。どちらかの値段に統一して発注してはいけないのか。
	この制度は一商品一枚ごとに証拠金の範囲内で管理する方法です。取引所の定める価格変動率は証拠金の額に反映されるのと同時にロスカットを確実に成立させるためのロスカット注文の発注条件に反映されます。例えば、約定値段が3,000円と2,900円で価格変動率が10%の商品を買い建てた場合、それぞれS OのL Oを設定する最低ラインは2,700円、2,610円、最低証拠金は30万円、29万円となります。このとき、2,610円に統一すると3,000円の建玉が証拠金30万円を超過することになります。他方、2,700円に統一した場合は2つの建玉とも証拠金を超過することはできませんが、2,900円側のロスカットは200円幅しかないことになり、「過去の変動率に対応する証拠金を受け、かつ、その幅内で確実にロスカットを行う」という制度の趣旨が満たされないことになります。したがって、このような取引を受託する場合においても証拠金やロスカットは一枚ごとに管理をする必要があります。
	約定値段（建値）によって必要証拠金が変わることは証拠金は約定後に差し入れを受けるということですか。
	法の趣旨に照らせば、事前に証拠金の差し入れを受ける必要があります。
	事前に差し入れを受けるべき証拠金の最低額の計算方法を例示してほしい。
	L Oによる発注の場合の最低証拠金の計算方法は次のとおりです。 「前提」価格変動率・・・10%、委託者の投資許容幅・・・5%、L O（3,000円） ①買建て (3,000 - (3,000 × 0.95 × 0.9)) × 1,000倍 = 435,000円（トリガー値段=実際の約定値段 × 0.95、コンバート値段=トリガー値段 × 0.9） ②売建て ((3,000 × 1.05 × 1.1) - 3,000円) × 1,000倍 = 465,000円（トリガー値段=実際の約定値段 × 1.05、コンバート値段=トリガー値段 × 1.1）

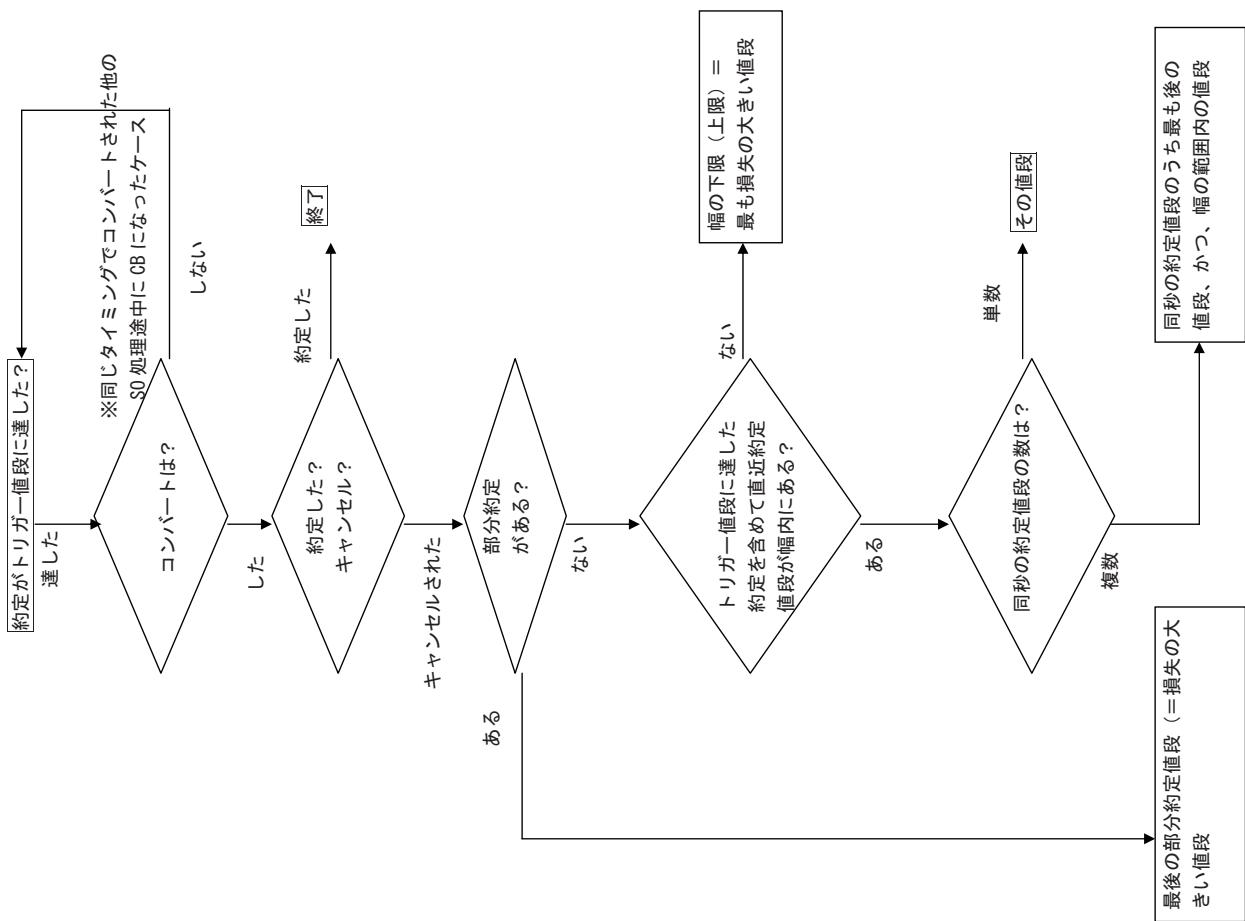
	M〇による発注の場合は、発注と同時に大幅な価格変動が起こることを想定しておく必要があります。最低証拠金の計算方法は次のとおりです。 「前提」価格変動率・・10%、委託者の投資許容幅・・5%、M〇、前日の帳入値段（新甫限月にあつては瞬接限月の前日の帳入値段）・・2,999円 ①買建て $(2,999 \times 1.1 - (2,999 \times 1.1 \times 0.95 \times 0.9)) \times 1,000\text{倍} = 479,000\text{円}$ （トリガー値段＝実際の約定値段×0.95、コンパート値段＝トリガー値段×0.9） ②売建て $((2,999 \times 1.1 \times 1.05 \times 1.1) - 2,999\text{円} \times 1.1) \times 1,000\text{倍} = 510,000\text{円}$ （トリガー値段＝実際の約定値段×1.05、コンパート値段＝トリガー値段×1.1）
	証拠金の追加を求めるこによってロスカットを回避することはできるか。
	不招請勧誘の禁止の趣旨に鑑みれば、そのような「求め」はできません。
	委託者が自発的に証拠金を積みましてロスカットを回避することはできるか。
	初期投資額以上の損失の可能性がない取引として商品取引契約を締結している以上、当該取引において取引証拠金の積み増しができません。後のトラブルに発展する可能性があるため、各社ごとに委託者と締結する契約に「この取引では証拠金の積み増しができない」旨を明記するなどの対応が望ましいと考えられます。
	損失には手数料は含むのか。
	初期の投資額に手数料が含まれていないことを契約に記載し、顧客に理解させることが重要と考えます。

	取次商品取引員と取次委託者との関係は商品取引員と委託者との関係と同様です。ストップロス取引のオペレーションは次のとおりです。 ①取次委託者の手仕舞いに取次商品取引員の手仕舞いをぶつける場合 取次商品取引員は受託商品取引員を経由して取引所にストップロス取引を申請します。（受託商品取引員及び取引所から見ると、「委託どうし」がセットで落ちることになります。） ②取次委託者の手仕舞いに取次商品取引員の新規をぶつける場合 取次商品取引員は受託商品取引員を経由して取引所にストップロス取引を申請します。（受託商品取引員及び取引所から見ると、「委託」が他の「委託」に変わるもののみで、特段のオペレーションは生じません。）

	ストップロス取引はどの値段で行うのか。
	原則としてS〇がキャンセルされた時点の直前約定値段で行うことになります。また、そのことを各社ごとに契約で定めておく必要があります。 ※S〇がコンパートされ（板に登録され）キャンセルされた時点でストップロス取引を行うこと及びストップロス取引に用いる値段が確定します。再度ロスカット取引を行うこと（市場内でリトライすること）はできません。 (参考) S〇の約定とキャンセルについて コンパートされたL〇がF a Kを指定している場合の約定とキャンセルは次のとおり行われます。 ・1枚の場合・・・対当する（条件に合致する）注文がある場合には、単一の値段で約定し、対当する（条件に合致する）注文がない場合にはキャンセルされます。 ・複数の場合・・・対当する（条件に合致する）注文がある場合には、単一の値段又は複数の値段で対当する枚数分約定し、残りはキャンセルされます（対当する（条件に合致する）注文が全くない場合には全てキャンセルされます。）。 ①S〇が複数枚で、部分約定して部分キャンセルされた場合・・・最後の部分約定値段（=損失の大きい値段） ②S〇がコンパートされ（板に登録され）直ちにキャンセルされた場合 ・トリガー値段に達した約定を含め直近約定値段が幅内にある場合・・・直近約定値段 ・トリガー値段に達した約定を含め直近約定値段が幅内にない場合・・・幅の下限（上限）値段（=損失の大きい値段） ③トリガー値段に達したもののがコンパートされない場合・・・同タイミングでコンパートされた他のS〇の約定処理中にC Bが発動されたケースでは、C B発動中はコンパートされません。この場合は、一契機となつた約定がトリガー値段に達してもロスカットの対象とはせず、C B後以降の約定値段について改めてパトロールを実施してください、特に、「一度はトリガー値段に達したにもかかわらず、C B後の約定値段が反転するケースではロスカット取引は実施されないこと」を契約で定めておく必要があります。

	S〇がキャンセルされた時点の直前約定値段は特定できるのか。
	原則、配信されるティックデータ（B D 1）とキャンセル通知（B O 5）の時系列で特定できます。ただし、次のようなケースは特定できない場合があるため、例えば次のような方法で各社ごとに契約を締結していただきたいと思います。 ①同秒に複数の約定値段がある場合・・・キャンセルされた同秒に他の約定値段が複数ある場合、どの約定の後にキャンセルされたかを特定することはできません（同値段をトリガーとするS〇は、M〇やL〇の値段にかかわらずS〇の受付順に順番にコンバートが行われるためです。）。したがって、このようなケースでは、同秒の約定のうち、最も直近（最終）、かつ、幅内の値段でストップロス取引を実施します。
	ストップロス取引の手続はS〇のキャンセル後直ちに行う必要があるのか。そのためだけに要員を夜間に常駐させる必要があるのか。
	夜間取引の場合のストップロス取引の手続は、直後の日中立会においてすみやかに行えば差し支えないものと考えます。なお、日中立会の場合のストップロス取引の手続は、遅くとも当該計算区域の建玉に反映できるよう行う必要があります。
	ストップロス取引の手続はどのように行うのか。
	取引所あてFAXで行う方法を検討しております。
	ストップロス取引を行った場合、法定帳簿に特別の記載は必要か。
	仕切りの約定がストップロス取引によるものであることが判別できるよう何らかの表記をする必要があります。

ストップロス取引を実施する値段について



「商品先物取引業者等の監督の基本的な方針」に対する会員意見
2010.11.10 日本商品先物振興協会

1	P8	II-2-2	取引先リスク相当額については、毎営業日、把握するのではなく、月中の把握については、前月末のものを準用していくことも差し支えないとしてほしい。毎営業日、資産等の区分に応じて、取引先を抽出し、その取引先リスク相当額を計算るのは、実務上、負担が大きい為。また、リスク管理について責任を負っている取締役は、リスク管理について責任を負っている役員クラスとしても差し支えないのではないか、	な機能を果たすには、多数の市場参加者の確保が不可欠である。一方、商品先物市場はゼロ・サムであるため、常に市場参加者の入れ替えが行われることが宿命付けられている。このため、商品先物市場は、常に新規の市場参加者を求めていていると言える。然るに、先物取引を既に経験した者に対する勧誘以外は原則として不適当であるとすれば、十分な市場参加者の確保、特に将来においての確保が困難になることが危惧される。また、招請が行わない限りにおいて、勧誘できるのは損失限定期引となるから、この点既に先物取引未経験者に対して配慮されないと考えることは出来ないか。もちろん、損失限定期引の勧誘であるにしろ、未経験者に対しては経験者にして説明方法や理解の確認において一層配慮すべきであると考えるが、「未経験者に対する勧誘が原則として不適当である」との表現については、一考の余地がある。
2	P10	II-3-2 (3) ①	外部監査においても同様の効果を得られると考えられるため、「システムに精通した監査要員による、または外部監査を利用して、定期的なシステム監査が行われているか。」に変更するべき。	「損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生じるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘」の一文を削除すべき。 (理由)
3		II-3-2 (4)	前述(2)「適切なリスク管理体制の確立」にて定義されていることと同様の趣旨と推察されるため、当該項目は削除するべき。	通常取引であろうと損失限定期引であろうと損失が生じる可能性は常にあるため、当該規定は事实上、全面的な勧誘禁止を意味する。今回、「損失限定期引」を不招請勧誘の適用除外としたことにも矛盾する。
4		II-3-2 (6) ④	第三者機関による監査等を行うと、期間的にも費用的にも会社の負担が大きくなるため、本項目を削除していただきたい。	「投資可能資金額を超える損失を発生させる可能な高い取引」括弧書きの「～当該取引を継続する行為とは追証を差し入れさせる行為という理解でよいのか？」
5	P11	II-3-2 (7)	法的義務が無いため、本項目を削除していただきたい。	「商品デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘」とは、現行のガイドラインの「商品先物取引未経験者の保護措置」の内容に準じるとの理解でよいのか？
6	P13	II-4-2 適合性の原則	「商品取引契約を締結する前に、顧客の知識、経験、収入・財産の状況、商品取引契約を締結する目的やリスク管理判断能力等に応じた取引内容や取引条件に留意し」の「顧客のリスク管理判断能力等」とあるが、個々の顧客の能力には差異があるため一定の判断基準は難しいと思われる。個々の顧客の属性の実態に応じた当社の判断と解釈してよろしいのか。	「投資可能資金額を超える損失を発生させる可能な高い取引」括弧書きの「～当該取引を継続する行為とは追証を差し入れさせる行為という理解でよいのか？」
7			損失限定期引の場合、元本を上回る損失が生じるおそれのある取引を回避するものであるので、顧客に対し、「商品先物取引契約を締結する目的等」を従来と同一の説明とはならないので、損失限定期引に関する「商品先物取引契約を締結する目的等」の定義および表記方法例をお示しいただきたい。	「投資可能資金額を超える損失を発生させる可能な高い取引に係る勧誘(取引)を継続することに適正な価格の形成等、商品先物市場がその社会的
8				

		より、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引を継続する行為」とあるが、例えは、従来の商品先物取引の未経験者に対する保護措置として適用していた一定取引量であっても、建玉後の動きによっては投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性もあるが、従来的規定に適正な勧誘であっても適合性の原則に照らして不適当と認められるおそれのある勧誘と考えるのか。	括弧内は「勧誘」に係る括弧書きと思われるため、表現としては「当該取引を継続させる行為」になると考えられます。が、「継続する行為」とあるのは顧客が投資可能資金額の性質や危険性を理解した上で「取引を継続する」とする意思決定であつても、適合性の原則に照らして、不適当となるおそががあるという意味になるのか。	「商品デリバティブ取引の経験がない者」に対する勧誘は適合性の原則に照らして、不適当となるおそれがあるとすると、「経験がない者」とは、従来の「過去一定期間以上」における商品先物取引の経験がない者と解釈してよろしいのか。また、「者」とは自然人のほか法人も含むと解釈してよろしいのか。	適合性の原則に照らして、不適當と認められるおそれのある勧誘に関して、従来の「不適當と認められない例外の要件」については、どのような取扱いになるのかお示しいただきたい。	投資可能資金額の説明につき、「特に老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することとなつていなか」を説明するとあるが、高齢者に対する勧誘は、後述の原則として不適當と認められる恐れのある勧誘の対象に定義され、また、若年層に対するようなことを説明することは著しく不合理であると考えられるため、削除するべき。	原則として不適當な勧誘対象者として「商品デリバティブ取引経験のないものに対する勧誘」とある	①当該記述は現行の委託者保護ガイドラインにおいて規定されていない事項であり、②他のデリバティブ取引を経験している顧客も原則として不適當の対象者となつてしまい必要以上に規制をしているものであり、③商品デリバティブ取引の経験がない顧客に対しては適合性の原則にのつり、その知識、経験に応じて、重点的に取引のリスク、仕組み等について説明や理解確認を行うこととされており、委託者保護の観点から説明責任を十分に果たせ、④勧誘の招請があつた場合、勧誘を希望しているにも関わらず顧客が商品デリバティブ取引の経験が無いからといって「不適當と認められるおそれのある」勧誘となることは著しく不平等である。以上の理由より、当該記述は削除するべき。
13								
14								
15								
16								
17								
18	II-4-2 (4) ② ハ							
19	II-4-3-1 (1) ②							
20	II-4-3-1 (2) ②							
21	P17	II — 4 — 3 —						「⑤イ又はロに掲げる商品取引契約以外の商品

		1 (2) ④ イ.	取引契約」とあるが、「⑤イ(a)又は(b)」の間違いで はないのか。	データベースを構築しても、データ自体が収集でき ず、まったく進歩していないと聞いている。現実的 に不可能なものを定義することはないかがるものか と考えられるため、本項目を削除すべき。
22	P18	II-4-3- 1 (2) ⑤ ロ.	「また、勧誘の招請とは、顧客が業者に対して自 らに対して勧誘を行うことを明確に求めるこ ^ト を 指し、「～」の「自らに対して勧誘を行うこと」を明確 に求めるこ ^ト 」の後に「(商品デリバティブ取引に ついて詳細な説明を求める場合を含む。)」を追加す るべき。	(理 由) 「自分を勧誘してくれ」という言葉は非現実的と思 われるので、それと同等の要請を含めるべき。
23		II-4-3- 1 (2) ⑤ ハ.	「また、顧客から電話をかけてきた場合において も、「～」を「また、顧客から来店、または電話をか けってきた場合においても、「～」に修正すべき。 (理 由) 例示をより分かりやすくするために、	「過去の取引の取引実態等に則った適正な勧誘」 とは具体的にどのような勧誘を指すのかお示しい ただきたい。
24	P19	ニ (b)	「特に、契約締結前交付書面に係る記載順序に ^{関する規定} 」とは何を指し ているのか。	「過去の取引の取引実態等に則った適正な勧誘」 とは具体的にどのような勧誘を指すのかお示しい ただきたい。
25	P20	ニ	「特に、契約締結前交付書面に係る記載順序に ^{関する規定} 」とは何を指し ているのか。	「過去の取引の取引実態等に則った適正な勧誘」 とは具体的にどのような勧誘を指すのかお示しい ただきたい。
26	P21	II-4-3-2 (4) ①	「商品取引の契約を締結しようとする際に」とあ るが、当該記述だと、契約締結時に再度当該項目に 規定されている事項を説明すると読み取れる。禁止 事項については委託者保護の観点から必ずしも契 約締結時に説明を行う必要性も考えられないため、 「契約を締結するまでに」等の記述に変更していいた だきたい。	理由： 現在商品先物取引の低迷の折、受託手数料 のみの業務収支比率を100%維持することは、非常 に困難な状況であり、自己ディーリングもしくは為 替証拠金取引等との相乗効果で全体の利益を計上 している状況です。
27	P22	II-4-3-2 (5) ③イ (エ)	手数料について「は自由化されており顧客ごとに 設定するものなので、顧客に説明を行うのは基準と なる手数料だけではないか。	商品先物取引におけるインサイダー取引等とは、 フロントランニング以外にどのような取引が該當 するのか。
28	P23	II-4-3-2 (6)	第3段落「なお、～、多いと考えられる。」につ いて、故意に差玉向を行っていない場合は、通知の 必要はないという了解でよいか。	全般として、策定、規定する項目が多々あるが、 証券会社やその他金融機関においては、現実的に
29	P37	II-6 (2) ②ロ		

		1月1日まで時間がなかったため、猶予期間を設けていただきたい。
34		基本的監督方針に記載されている体制整備などの各評価項目については基準の全ての達成を商品取引員に義務づけるもののか確認したい。
35		商品取引員の規模や特性を踏まえ、体制整備に係る各項目等で、チェック項目に記述されている字義通りの対応が商品取引員においてなされていない場合にあっても、商品取引員の行っている対応が合理的なものであり、チェック項目に記述されたことと同様の効果がある等、その規模や特性に応じた十分なものである、と認められるものであれば不適切とするものではないとの理解でよいか？

以上

「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針（案）」に対する意見

【団体名】日本商品先物振興協会
担当：常務理事 杉原吉兼
東京都中央区日本橋小綱町 9-4
Tel. 03-3664-5731
メールアドレス jcfia@jcfia.gr.jp

【意見】

1. (1ページ) I. 基本的考え方

『経営の健全性の確保等に向けた自主的な取組みを早期に促し』、『分析結果の商品先物取引業者等への還元及びヒアリングなどを通じて、問題改善が適切になされるよう図っていく』等、商品先物取引業者等の自主的努力を尊重するとの「基本的考え方」を踏まえた検査・監督をぜひ実施していただきたい。

2. (9ページ) II-2-2 (3) 市場リスク相当額及び取引リスク相当額

標記のリスク相当額を了知しているべき者については、商品先物取引業者の経営管理体制の実態に鑑み、取締役なく、「リスク管理について責任を負っている役員クラス」に修正していただきたい。

3. (11ページ) II-3-2 (3) システム監査①

外部監査においても同様の効果を得られると考えられるため、「システムに精通した監査要員による、または外部監査を利用して、定期的なシステム監査が行われているか。」に修正していただきたい。

4. (11ページ) II-3-2 (4) 安全対策の整備

II-3-2 (2) 「適切なリスク管理体制の確立」と同様の趣旨と考えられたため、本項目は削除していただきたい。

5. (11ページ) II-3-2 (6) システム統合リスク④

システム統合においては既存システムについての詳細な理解のうえで各種の判断を行う必要があるところ、システム監査人等の第三者機関はこの要請を満たす理解に達することが必ずしも容易でない一方、これら第三者機関による監査等を行うと、期間的にも費用的にも会社の負担が大きくなる。このため、本項目を削除、又は第三者機関による評価以外に外部委託会社等既存システムに知見のある者の意見の活用、も選択的に活用できるように修正していただきたい。

6. (12ページ) II-3-2 (7) 障害発生時の対応 ③

システムリスク管理体制の留意点として、障害発生時における主務省への連絡体制の整備が求められているが、連絡を求める根拠規定は何か。連絡方法、連絡先、システム障害の定義及び連絡すべき事項は何か。

7. (16ページ) II-4-2 (4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項①
「①勧誘にあたっての前提となる顧客の属性の把握の方法」口に掲げる投資可能資金額の説明において、『特に老後の生活の備えとして蓄えた資産まで投資することとなつていいか』を説明するところあるが、顧客の年齢等を考慮せず画一的に当該説明を行うことは合理性がないと考えられるため、削除すべきである。

8. (16ページ) II-4-2 (4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項 ②具体例
具体例イに掲げる『損失又は取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧説』について、a) 取引証拠金等を超える損失が発生しない取引（以下、「損失限定期引」という。）については不招請勧説禁止の適用除外とされること、b) 損失限定期引を勧説した際、その取引を行わない旨の意思表示をして顧客に対しては再勧説が禁止されること、c) 損失限定期引以外の取引については顧客からの招請を受けて勧説が行われること、等を勘案すれば、本例示に係る勧説を「不適当と認められる勧説」とすることは合理的とはいえないでの、削除すべきである。

9. (16ページ) 同
具体例ロに例示された『一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に対する勧説』について、顧客属性を総合的に勘案する趣旨から、『一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有せず、かつ、投資可能資金額に充てることのできる資産余力がない者に対する勧説』等に修正すべきである。

10. (16ページ) 同
具体例ロに例示された『（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合・・・）』とは、具体的にどのような場合を指すのか。

11. (16ページ) 同
具体例ロに例示された『（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合、顧客属性を総合的に勘案する行為を含む。）』について、「取引を継続する」のは顧客であり、この行為を不適当と認められるおそれのある勧説として例示することは合理性がないので、削除すべきである。

12. (16ページ) 同
具体例ロに例示された『高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧説』について、顧客属性を総合的に勘案する趣旨から、例えば『高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）であって、商品デリバティブ取引その他の投資経験のない者に対する勧説』等に修正すべきである。

13. (16ページ) 同
具体例ロに例示された『商品デリバティブ取引の経験がない者に対する勧説』について、①商品デリバティブ取引の経験がない顧客に対しては、その知識、経験に応じて、重点的に取引のリスク、仕組み等について説明や理解確認を行うこととされており、説

明責任を果たすことと、委託者保護は十分に図られること。^②商品デリバティブ取引の経験がない者を一律に「不適当と認められるおそれのある勧誘」の対象としてしまうことは、不招請勧誘禁止の対象となつていいない損失限定期引についての勧説も実質的に制限するものであり、法令より厳しい監督指針は不適当であること。^③過去に商品デリバティブ取引の経験がない委託者が当該委託者に向かう場合の制限を課すことがあること、委託者が希望する取引ができる、委託者の利便性をくわおそれがあること、の理由より、本例示ことで商品先物取引業者が当該委託者に向かう場合の制限を課すことがあること、委託者は削除すべきである。

14. (16 ページ) 同

具体例「業者内審査手続等」に掲げる基準の策定については、顧客属性を総合的に勘査する趣旨から、例えば『顧客の類型や取引経験等、前記①イに掲げる顧客情報を総合的に勘査し、』等に修正すべきである。

15. (16 ページ) 同

具体例「業者内審査手続等」における「なお書き」は、不適当と認められる勧説及び不適当と認められるおそれのある勧説に当たらない場合であつても適切な審査を行う必要があるとの趣旨であるなら、例えば『なお、上記イ又はロに掲げられた者以外の顧客であつても、適切に顧客情報を審査しなければならない。』等に修正すべきである。

16. (19 ページ) II-4-3-1 (5) 不招請勧説の禁止

②に掲げる勧説の要請について、商品デリバティブ取引についての詳細な説明を求めてきた場合も勧説の要請があつたと解することとし、『顧客が業者に対し自らに対して勧説を行ふことを明確に求めること（商品デリバティブ取引について詳細な説明を求める場合を含む。）』を追加していただきたい。

17. (19 ページ) 同

④イに例示された『当該顧客からの勧説の招請状況及び過去の取引実態等に即した勧説』とは、具体的にどのような勧説か。

18. (20 ページ) II-4-3-2 顧客に対する説明体制

顧客に「損失限定期引」を勧説する場合にあっても、商品デリバティブ取引の基本的な仕組み・取引証拠金等を上回る損失が発生するリスク等について説明する必要があると理解してよいか。
(20 ページ (1) ②ニ)『商品や取引の内容（基本的な商品性及びリスクの内容、種類や変動要因等）を十分理解させせるよう）に説明していよるか。』、23 ページ (5) ③イ (a) (イ)『いわゆるレバレッジ取引では、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあることについて、その仕組みも含めて説明しているか。』等)

19. (23 ページ) II-4-3-2 (5) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項
③契約締結前の説明において、イ(a)(エ)に掲げる手数料については自由化されており、あらかじめ定められた社内規程等に従つて顧客ごとに設定できるので、顧客に説明を行うのは標準手数料だけとしていただきたい。

20. (23 ページ) 同

③契約締結前の説明において、ハ(a)顧客が「説明は不要」との意思表示をした場合にあっては、顧客の商品デリバティブ取引の経験を勘査し、必要な事項についてのみ説明することとしても差し支えないこととしていただきたい。

21. (24 ページ) II-4-3-2 (6) 差玉向かいに係る説明義務

3 段落目『自己玉を建てる都度、その自己玉に対当する委託玉を建てた顧客に対し、その委託玉が商品先物取引業者の自己玉と対当する結果となつたことを通知することが必要である場合が多いと考えられる。』とあるが、ここでいう「自己玉」とは、「特定取引に係る自己玉」であることを明記していただきたい。

22. (27 ページ) II-4-3-6 (1) 顧客判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項に関する留意事項

②において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行つたにもかかわらず受講させていることについて、再勧説の禁止に該当するおそれがある旨記載されているが、法における再勧説の禁止は、「法第 200 条第 1 項第 2 号から第 6 号まで の委託又は申込みを行わない旨の意思（その委託又は申込みの勧説を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し」その勧説をすることが規定されてしまい、セミナーの継続的受講については禁止の対象とされていないため、本項目は削除していただきたい。

23. (41 ページ) II-6 反社会的勢力による被害の防止

(2) ②ロに掲げる反社会的勢力に関する情報のデータベースは、証券会社やその他金融機関においてはデータベースを構築しても、データ自体が収集できず、全く機能していないと聞いており、現実的に利用が不可能な現状にあることに鑑み、本項目は削除していただきたい。

24. 本指針に対応した社内体制の整備について

本指針の確定が 12 月 13 日以降になると、本指針を踏まえた日商協の自主規制規則がまだ制定されていないこと等の事情により、商品取引各社における社内規定及び社内管理体制の整備が法の施行日までに間に合わないため、対応の猶予期間を設けていただきたい。

以上

「商品先物取引業者等検査マニュアル」に対する意見

【団体名】日本商品先物振興協会

担当：常務理事 杉原吉兼
東京都中央区日本橋小網町 9-4
Tel. 03-3664-5731
メールアドレス jcfa@jcfa.gr.jp

【意見】

1. 監督指針との整合性について

本検査マニュアルにおいては、先に公表された「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(以下、「監督指針」という。)で求められている内部組織に比べ、より細分化された部門での対応等が求められ、また、監督指針の評価項目又は着眼点に掲げられない確認項目も掲げられている。商品先物取引業者においては、商品先物取引法の施行を目前に控え、すでに「監督指針」に則して内部統制のための組織・体制の整備に着手しているところ、この両者の間の差異は専先業者を困惑させ、組織・体制整備の遅延と業務の煩雑さを招くことにもなるので、本検査マニュアルは「監督指針」との整合性に十分に配慮したものとしていただきたい。

2. 用語の定義の明確化

本検査マニュアルの用語については、8 ページに一部が定義されているが、その他の下記の用語について、その定義を明確にしていただきたい。

- (8 ページほか) 「自主規制機関等」
- (10 ページほか) 「取締役等」及び「取締役会等」
- (14 ページ) 「商品取引所等」
- (27 ページ) 「分離保管等」
- (51 ページ) 「大口顧客」

また、上記のほかにも「・・・等」の用語が頻繁に用いられているが、商品先物取引業者の実務において的確な対応を図るために、「等」の意味を明確にしていただきたい。

3. 商品先物取引業者の組織体制について

本検査マニュアルでは、以下の部門において遂行されるべき業務が記載されているが、それぞれ別個の部門としての組織体制が求められているのか。一の部門において複数の業務が遂行できるのであれば、当該部門の名称を統一していただきたい。

- (4 ページほか) 「法令等担当部門」
- (8 ページほか) 「事務規程を整備する部門」「事務指導及び研修を行う部門」
- (17 ページ) 「取引管理・審査部門」「受託管理部門」
- (24 ページ) 「取引管理・審査部門」「受託管理部門」

- 4. (4 ページ) 3. 内部管理態勢 具体的対応例 (4)
 - (商品先物取引を業として行う場合・・・)とは、法第 2 条第 22 項のうち、どの業を指しているのか。
 - また、「受託管理」とは、具体的に何を指しているのか。
- 5. (6 ページ) 商品先物取引業者等のあるべき姿 P 6 の 3 行目
 - 『基本的にこれに従った態勢が整備されていることが求められる。』とあるが、「これ」とは何を指しているのか?
 - II の「1. 経営管理態勢」から「6. 監査態勢」までを指しているのか。それとも、『商品デリバティブ取引を取り巻く環境の変化に対応した法の趣旨及び IOSCO (証券監督者国際機構) の原則や「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」の考え方等』を指しているのか。
- 6. (10 ページ) III-1 態勢編 (基本的確認項目・個別の確認項目)
 - 態勢編において、以下の社内規程等の整備が求められているが、当該規程等に基づいて行われるべき適切な内部管理がなされなければ、必ずしもそれら全ての社内規程の策定を義務付けるものではないこととしていただきたい。
 - (12 ページ) 「懲罰規程」
 - (13 ページ) 「コンプライアンス・プログラム」、「コンプライアンス・マニュアル」、「法令等遵守に係る社内規程」
 - (14 ページ) 「役職員が法令等を遵守するために必要な社内規程」
 - (16 ページ) 「情報管理の権限と責任、管理方法、連絡、報告手続き等を記載した社内規程」
 - (17 ページ) 「事務規程」
 - (24 ページ) 「不公正取引等の取引手法に関する事項等を記載した社内規程」、「受託管理に必要な事項 (審査手続きや審査項目等) を記載した社内規程」
 - (25 ページ) 「外務員管理に関する社内規程」
 - (32 ページ) 「市場リスク管理のための規程」
- 7. (11 ページ) (4) 監査役会等 (2)
 - 会社法第 389 条では、非公開会社の監査役は、定款において監査範囲を会計監査に限定することができるとされおり、「金融商品取引業者等検査マニュアル」においても、全株式譲渡制限付与会社 (いわゆる非公開会社) の監査役の業務を会計監査にとどめている。商品先物取引業者等においても、同様の規定に修正すべきである。
- 8. (14 ページ) (1) 内部管理部門の役割等 (3)

『定期的な研修等』の内容・目的を明示していただきたい。

交付したものとの写しを保存する必要はないこととしていただきたいたい。

9. (15 ページ) (2) 内部管理業務の運営等 ①
『管轄業務記録』とは何を指すのか。日常使用している管理資料も全て含むのではござ
りません。保管は実際的ではないと思われる。
10. (24 ページ) (2) 取引管理・審査態勢の整備 ⑤
海外関係会社又はグループ間関係会社からの受託はオムニバス口座での取引が一般的で
あり、また、法令及び「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」(以下、「監督指
針」という。)においても原始委託者の把握は求められていないので、本項目は削除す
べきである。
11. (24 ページ) (3) 受託管理態勢の整備 ④
『受託の承認』について取締役会が行う旨が記載されているが、受託管理部門等によ
る承認が実際的であり、本項目は削除すべきである。
なお、本項目における『引受判断』は、証券業に係る事項である。
12. (25 ページ) (4) 法令等遵守状況の検証態勢の整備 ①工
『商品取引契約時の説明に先立つて交付する書面』は法定されていないため、本項目
は削除すべきである。
13. (26 ページ) (5) 業務運営状況 ②
『証拠金等の管理、証拠金等不足額、委託者等未収金発生後の事後処理』についての
内部管理部門による管理・指導、及び『ウ
委託者等への注意喚起のアラームポイントの設定、証拠金等不足の予防的措置が講じら
れているか。』は、監督指針において着眼点とされていないので、本文の当該箇所及び
例示ウは削除すべきである。
なお、『証拠金等の余力状態や建玉の内容に応じた委託者等への注意喚起のアラーム
ポイントの設定』、『証拠金等不足の予防的措置』とは、具体的にどのような措置か不明
である。
14. (49 ページ) (2) 勘定等の状況 ⑩ノ
『取引管理が十分でないと認められる状況』とは、どのような状況か。
15. (49 ページ) (3) 書面の交付状況等 ③
商品先物取引法(以下、「法」という。)に基づく顧客への交付書面とは、①商品先物
契約締結前交付書面(法第217条)、②取引の成立の通知(法第220条)、③取引証拠金
等の受領に係る書面(法第220条の2)、及び④特定委託者・特定当業者に関する交付
すべき書面が該当するが、①については同一のものが顧客に交付されたため、各顧客に
16. (51 ページ) (5) 勘定資料 ①
顧客への勘定に際して『法令上交付義務が課された説明資料』とは、何を指している
のか。
商品先物契約締結前交付書面(法第217条)であるとすれば、49 ページ (3) と重複
するのではないか。
17. (51 ページ) 2. 営業状況 ①取引実態及び過当な売買取引の把握
『社内管理資料や大口顧客の資料を参考にし、』とは、それらの資料の何を参考にする
趣旨か。
18. (51 ページ) 同
監督指針においては、顧客の申告した投資可能資金額を考慮した取引の受託が求めら
れており、本検査マニュアルに掲げられた『委託者等の資力に照らして過当な数量や頻
度の高い売買』及び『ウ
委託者等の資力に照らして過当な数量や頻度の高い取引によ
り売買損(値洗掛)が発生している場合、委託者等が取引について了承しているか。』
は監督指針において着眼点とされていないため、削除すべきである。
なお、『委託者等の資力に照らして過当な数量や頻度の高い売買』とは、どのような
基準をもつて判断されるかが不明である。
- また、取引は委託者の指示によるものであり、その損益状況のいかんにかかわらず、
『委託者等が取引について了承しているか』を確認項目とすることは適当ではない。
また、取引は了承していないため、本項目は削除すべきである。
19. (51 ページ) 同
項目エに掲げられた『立替金や取引証拠金等の預託不足』は、監督指針において着眼
点とされていないため、本項目は削除すべきである。
20. (51 ページ) 同
項目キに掲げられた『短期間に損失となる反対売買を勧誘して、更に他の商品に乗り
換える勧誘』をすることは、過当な売買取引とはいえず、むしろ相場動向を見て損切り
を早め、新たな投資機会を提供することになるのであるから、本項目は削除すべきであ
る。
21. (51 ページ) 同
項目クは、何を検証する目的か。また、法令・監督指針の何に基づくものかが不明で
ある。
22. (56 ページ) (2) 不公正取引等 ③
『騰落率、自社の市場闘争率及び引け値開与等を勘案した具体的な抽出基準』とは何

か。また、この基準により何を抽出するのか。

23. (56 ページ) (4) 事務処理の適切性 ①
アに掲げられた『取引相手から入手した約定データ』の「取引相手」とは、誰を指しているのか。

24. (56 ページ) 同
イに掲げられた『(取引内容を記載した書面を) 取引先に交付しているか。』の「取引
先」とは、誰を指しているのか。

以 上

22先物振興発第28号
平成22年7月29日

会員代表者各位

新成長戦略

～「元気な日本」復活のシナリオ～（6月18日閣議決定）

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

経営アンケート調査へのご協力方お願ひについて

当先物協会では、7月21日に開催した理事会において今後の協会運営について審議した結果、既に先物協会短信（7月26日付け2010-15号）にてご報告したとおり、当面の取組としては、来年1月の商品先物取引法（改正商品取引所法）の施行に向け、会員各社における新法下での諸制度への円滑な対応が可能となるよう主務省及び関係諸機関との協議・調整を行うことが承認されました。

一方で、その後の協会の中期的運営・取組の方針については、今後、本年6月に政府で閣議決定された『新成長戦略』の中で掲げられた「証券・金融・商品を横断的に取扱う総合的な取引所の創設推進」（別紙の抜粋をご覧下さい。）や、これに関連した商品先物取引法と金融商品取引法との一体化による議論の進展に伴う対応が求められると想定されることから、これらについて会員各社のお考えをお聞かせいただいたうえで、協会としての方針を決定することと決意しました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、別紙の「経営アンケート調査」にご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。
「総合取引所構想」や「商先法と金商法の一体化」の具体的な内容はまだ明確ではありませんが、今後の商品先物市場のあり方に大きく関連する内容ですので、会員代表者の皆様のご協力をお願いする次第です。

ご回答につきましては、先物協会ホームページ会員専用ページに掲載している調査回答フォーム（エクセルシート）にご入力いただき、8月6日（金）までにe-mailによりご返送ください。（送信先メールアドレス：jcfia@jcfia.gr.jp）

なお、いただいた回答は統計的に処理し、集計結果を会員代表者各位にご報告させていただきます。
※エクセルシート名は、会員名をご入力のうえ送信して下さい。
(例) ●△商事株.XLS

*本調査に係るお問合せ・照会先
担当：企画調査部門 谷口・小島
電話 03-3664-5731

以上

第1章 新成長戦略—「強い経済」「強い財政」「強い社会保障」の実現

90年代初頭のバブル崩壊から約20年、日本経済が低迷を続けた結果、国民はかつての自信を失い、将来への漠然たる不安に萎縮している。こうした閉塞感が続く主要因は、低迷する経済、拡大する財政赤字、そして信赖感が低下した社会保障である。新内閣は、「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」を一体的に実現する。「強い経済」の実現に向けた戦略を示した「新成長戦略」を実行し、20年近く続く閉塞状況を打ち破り、元気な日本を復活させる。

（第三の道による建て直し）

（中略）

（「強い経済」の実現）

一昨年の世界金融危機は、外需に過度に依存していた我が国経済を直撃し、他の国以上に深刻なダメージを与えた。強い経済を実現するためには、安定した内需と外需を創造し、産業競争力の強化とあわせて、富が広く循環する経済構造を築く必要がある。現在の経済社会に山積する需要を創造するための鍵が、「課題解決型」の国家戦略である。現在の経済社会に山積する新たな課題に正面から向き合い、その処方等を提示することにより、新たな需要と雇用の創造を目指す。この考え方方に立ち新成長戦略では、「グリーン・イノベーション」、「ライフ・イノベーション」、「アジア経済」、「観光・地域」を成長分野に掲げ、これらを支える基盤として「科学・技術・情報通信」、「雇用・人材」、「金融」に関する戦略を実施する。

（中略）

第七の「金融戦略」により、①金融が実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行って、②金融自身が成長産業として経済をリードする。そのためには、投融資や支援対象のカテゴリー・特性に適した成長資金を供給できる新たな金融産業を構築する。長期的な視点で、イノベーション重視の経営をサポートできるように、「金融システムの進化」を目指す。また、金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市場と金融産業の国際競争力を高める。

（P.4）

(7)金融戦略

【2020 年までの目標】
『官民総動員による成長マネーの供給』
『企業のグローバルなブレゼンス向上』
『アジアのメインマーケット・メンプレーヤーとしての地位の確立』
『国民が豊かさを享受できるような国民金融資産の運用拡大』

成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。2020 年までの期間において、これら2つの役割を十分に果たしうる金融を実現し、実体経済と金融との新たな「Win-Win」の関係を目指す。

そのためには、大企業、中堅企業、中小企業、個人事業者、海外での本邦企業活動、国内プロジェクト、海外プロジェクトなど、投融資や支援対象のカテゴリー・特性に適した成長資金が供給できる金融産業を構築する。長期的な視点で、イノベーション重視の経営をサポートできるよう、「金融システムの進化」を目指す。

また、金融自身も成長産業として発展できるよう、市場や取引所の整備、金融法制の改革等を進め、ユーザーにとって信頼できる利便性の高い金融産業を構築することによって、金融市场と金融産業の国際競争力を高める。
具体的には、ユーロ市場と比肩する市場を我が国に実現するため、プロ向けの社債発行・流通市場を整備するとともに、外国企業等による我が国での資金調達を促進するための英文開示の範囲拡大等を実施する。

あわせて、中堅・中小企業に係る会計基準・内部統制報告制度等の見直し、四半期報告の大幅簡素化など、所要の改革を2010 年中に実行する。また、国民金融資産を成長分野や地域に活用するための方策として、民間金融機関の積極的な取組を促す。さらに、政府系金融機関・財政投融资等の活用やファンドスキームの活用・検討など、官民総動員による対応を進める。

これらの取組を含め、アジアを中心とした新興国が牽引する世界経済の成長に、我が国がアジアの金融センターとして大いに関与しつつ、国民の金融資産の運用を可能とする「新金融立国」を目指し、2010 年中から速やかに具体的なアクションを起こす。(P.35~36)

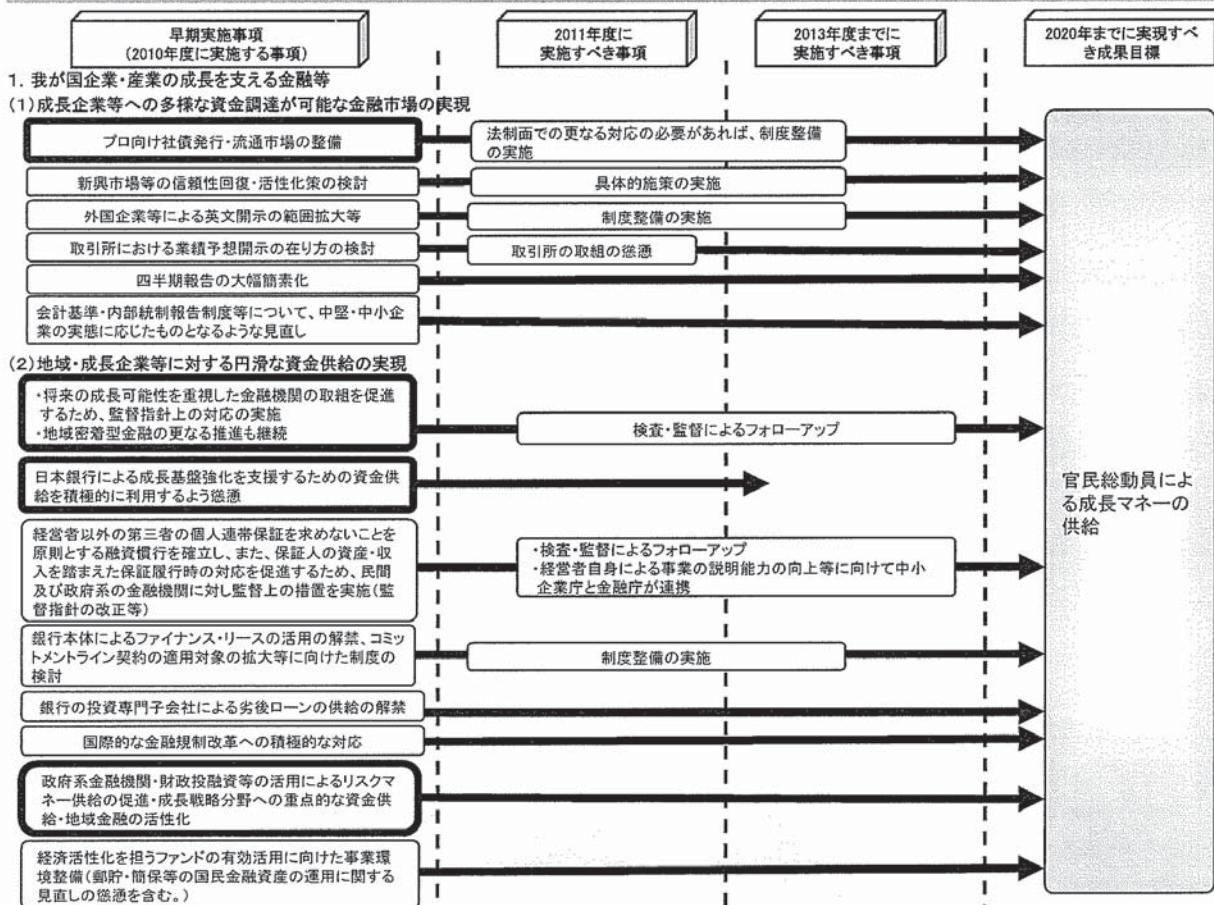
VII. 金融分野における国家戦略プロジェクト

成長戦略における金融の役割は、①実体経済、企業のバックアップ役としてそのサポートを行うこと、②金融自身が成長産業として経済をリードすることである。2020 年までの期間において、これら2つの役割を十分に果たしうる金融を実現し、実体経済と金融との新たな「Win-Win」の関係を目指す。

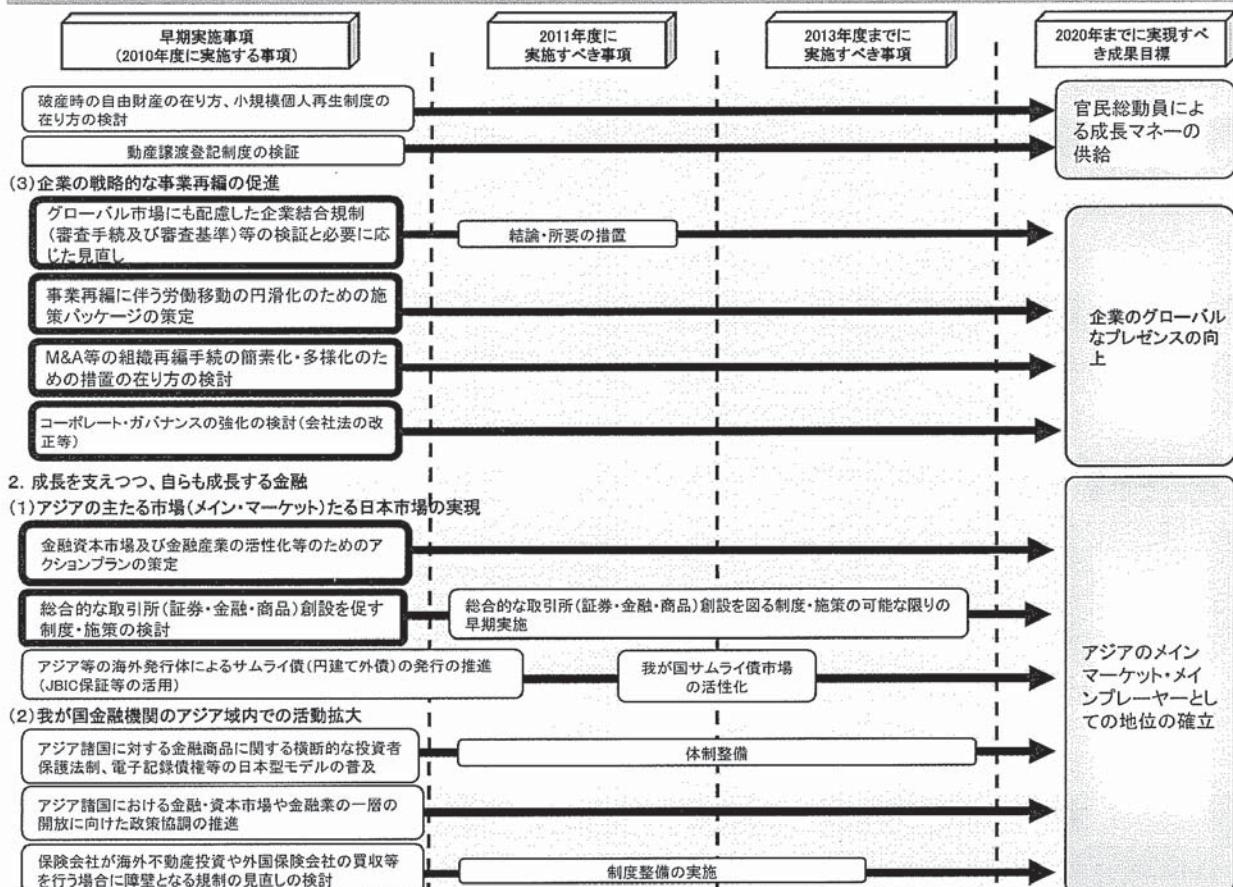
21. 総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設を推進
「新金融立国」に向けた施策として、証券・金融・商品を扱う取引所が別々に設立・運営されているという現状に鑑み、2013 年度までに、この垣根を取り払い、全てを横断的に一括して取り扱うことのできる総合的な取引所創設を図る制度・施策の可能な限りの早期実施を行こう。

総合的な取引所においては、市場としての機能を再生・発展させるため、投資家・利用者の利便性を第一の仕組みとし、「国を開き」、世界から資本を呼び込む市場を作り上げるために、具体的な対応をできるだけ速やかに実行することにより、アジアの資金を集め、アジアに投資するアジアの一大金融センターとして「新金融立国」を目指す。(P.51)

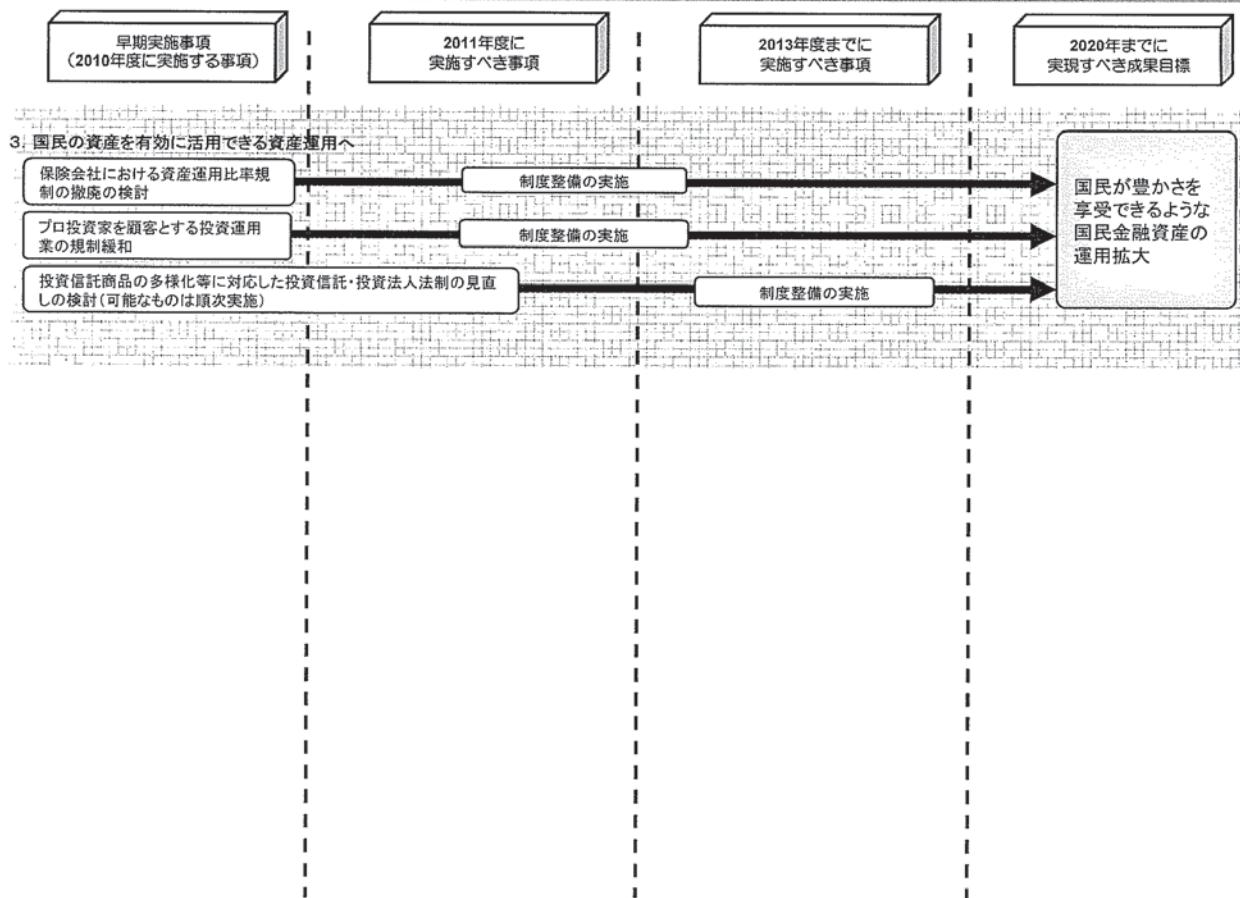
VII 金融戦略



VII 金融戦略



VII 金融戦略



総合取引所構想及び金商法・商先法 の一体化に関する会員意向調査結果

I 調査の概要

- (1) 調査実施期間 平成22年7月29日～同年8月6日
- (2) 調査対象期間 平成21年4月1日～平成22年3月31日
- (3) 調査対象会員 商品取引員30社
(本会員中、受託業務廃止を予定している1社を除く)
- (4) 回答を提出した社 29社 (96.7%)
- (5) 回答のなかった社 1社 (3.3%)

II 調査結果

平成22年8月19日
日本商品先物振興協会



c) 顧客や業者の利便性向上等について	総合化に 積極的な社 会	証券・金融・商品を一体的に取引できる取引所があれば、より高い利便性 を顧客に提供できる。 清算まで総合的にできれば顧客も業者も資金効率が高まる。 行政が一元化される。(行政対応コストの低減が図れる。) 商品先物が金融商品であるとの認知度が高まる。(営業がし易くなる。)	15社 5社 1社 1社
	総合化に 消極的な社 会	商先法の下でも国内・店頭・海外の取引を横断的に取扱える。 またSPAN証拠金制度の導入によりオプション取引が活性化すれば、商 品市場の流動性は向上する。	5社
	総合化の 前提	取引所を総合化しても、取扱商品を総合化できるメリットを享受できる既存 取引員は多くない。 総合化の前に当業界の活性化を考えるべき。 総合化は流動性向上策の一選択肢ではあるが、拙速に事を運ぶことは取 引員の脱落を招来し商品市場の流動性低下に拍車をかけることになる。	1社 1社 1社
	顧客及び取引員の利便性の観点から	顧客が一体的に取引できること、②クリアリングの共通化を前提とした取引資金の効率性向上を挙げ ている。	
	顧客の意見	一方、総合化を望まない社は、総合化しても多数の商品ラインナップを揃えられる既存取引員 は多くないことを挙げ、それよりは総合化の前に当業界の活性化を図るべき、との意見も聞かれた。	

(解説)	
a) 市場流動性の向上について	
市場流動性は高まる	14社
市場流動性は高まるとは思えない	6社
複層的な費用発生が抑止されるため、システムコストは軽減される。	7社
総合化の際の改修のコストにコスト増になる。	4社

取引所の総合による取引システムコストについては、商品先物も金融商品も並列的に取扱う
社にとっては、取引システムコストを抑制させると受け止められ、商品先物のみを取扱う社にとって
は、取引所統合時のシステム改修コストが負担となることを懸念する結果となつた。

融業界から商品市場への新規参入を期待するものが圧倒的に多く、市場参加者が激減した商品市場を活性化させたいとの強い願いが見える。

- b) 他方、一体化に消極的な 8 社のうち最も多い理由は、行為規制強化への懸念（6 社、75%）であった。行為規制について、推進に向向きな社のうちの 8 社は、法の 2 本立てがむしろ規制強化につながらるとみており、両者の見方は 2 分している。

(参考) 取引所の総合化と商先法・金商法の一体化について

総合取引所の実現	商先法・金商法の一体化	社 数
推進してほしい	どちらかといえば どちらかといえども どちらかといえども どちらかといえども どちらかといえども どちらかといえども どちらかといえども どちらかといえども	15 社 1 社 2 社 2 社 4 社 2 社 2 社
どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば	どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば どちらかといえば	1 社 2 社 2 社 2 社 4 社 2 社 2 社 2 社

などとあると、両者の見方は 2 分している。

ほとんどの社は、取引所の総合化と商先法・金商法の一体化と同様に、一方が推進に前向きであれば、他方も前向きであるが、2 社だけは取引所の総合化は「どちらかといえども」または「どちらかといえども」ではないと答えた。一方、法の一体化にする一方、法の一体化についてでは「推進してほしい」と回答しているのが特徴的であった。

以上

- (解説)
a) 商先法と金商法の一体化については総合取引所の実現を望む社よりも 2 社多く、約 7 割の 20 社が推進に向向きな考えを示した。その理由は、法の一体化による規制も同一とすることで証券・金融業への参入の容易化(同設問の選択肢の②)を挙げた。

総合的な取引所の創設に関する意見

平成 22 年 11 月 19 日
「総合的な取引所検討チーム」

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一



検討の視点 1－1 「総合的な取引所」創設のメリットとは――

- 「デリバティブ取引」を扱う商品取引所と金融商品取引所の統合。
- 国際競争力を持った総合デリバティブ取引所を産み出すには、多様なプレーヤーが参加し、流動性が高く、取引コストの低い市場が不可欠。

検討の視点 1－2 アジアのメインマーケットとしての地位の確立とは――

- アジア地域において、多様かつ豊富な投資資金を吸収し、上場した各デリバティブ商品について世界又はアジアにおけるリーディングマーケット(出来高が最も多い市場)となること。
- コモディティにおいては、わが国の市場が産業インフラとして発展し、その価格がアジアにおける現物の取引の指標価格として利用されること。

検討の視点2 現状の問題点（相互乗り入れが進まない理由）

- コモディティと金融商品との間で、規制・監督機関が異なることが最大の理由。

国内取引所デリバティブ取引（商品先物、有価証券先物、金融先物）：申告分離課税（税率 20%）

上場株式：申告分離課税（税率 20%、但し 23 年 12 月まで 10%）

店頭デリバティブ取引、外国取引所デリバティブ取引、匿名組合型商品ファンド：総合課税(最高税率 50%)

預貯金利子、公社債利子、公社債投信、信託型商品ファンド：源泉分離課税（税率 20%）

2

検討の視点3 総合的な取引所の創設を促す制度・施策は何か

- 取引所と取引業者の規制・監督機関の一元化、デリバティブル取引のクリアリング一元化、金融所得課税の一体化、を通じた流動性向上が最重要課題。

総合的な取引所検討チーム

中間整理

平成 22 年 12 月 22 日

金融庁

農林水産省

経済産業省

む)について、③規制・監督について、④税制について（損益通算制度の導入、申告分離課税、総合課税などの課税方式の元化を含む）、⑤更なる規制改革について

△ これらの論点について検討チームで議論したところ、結果は次の通りである。

論点 1：取引所について

取引所の経営は、システム装置産業化しており、強固な経営基盤、高い国際的競争力を達成する必要がある。

なお、取引所の統合等は民間の経営判断事項がはあることは前提としつつも、官民協議を通じてるべき姿や施策について、

A案 共通認識を得る等、総合的な取引所を実現すべく 3 庁で取り組むべき。アジアのメインマーケットを目指すのであれば取引所の集約・統合を促すことは避けられない。

B案 共通認識の醸成を図る等、総合的な取引所の実現を促すべく 3 省庁で取り組むべき。ただし、統合・再編について、取引所の経営判断に先立って、政府が特定の方向を議論することは適切でない。

との両方の意見があつた。

論点 2：清算機関について

証拠金の一元化により、投資家・利用者の資金効率を改善す

△ ①取引所（システムを含む）について、②清算機関（決済を含

ることが必要。清算機関の統合・再編や連携、証拠金のリスク相殺機能の活用等の手法を用いて、商品等の特性に応じて証拠金の効率を改善するよう、清算機関の経営判断を求めていく。

清算機関については、

A案 証券・金融・商品が一つの証拠金で取り扱えるよう集約・統合を促す。

B案 証券・金融・商品が一つの証拠金で取り扱えるよう促す。ただし、統合・再編について、清算機関の経営判断に先立って、政府が特定の方向を議論することは適切でない。との両方の意見があつた。

論点3：規制・監督について

①内外のプロ投資家、機関投資家の参入意欲を高める。②取引所の総合化を実現する。③産業政策をきちんと反映させる。との基本的考え方で臨む。

規制・監督の一元化については、以下の意見があつた。

A案 民主党政策集 INDEX2009 も踏まえ、独立性が強く、強力な権限を有し、かつ金融当局と現物所管官庁の人材を結集し、証券・金融、商品等の幅広い金融商品取引を一括して監視・監督する「金融商品取引監視委員会」を創設し、監督（清算機関を含む。）を一元化する。その際、金融商品取引監視委

員会と現物所管官庁が十分な相互連携を確保し、現物の観点から問題がある場合には、適切な措置を執らせることができるようにするなど、責任を果たす制度的枠組みを設ける。金融商品取引監視委員会創設までの間は、各取引所の監督は、現在の監督官庁が担う。

B案 民主党成長戦略・経済対策プロジェクトチームによる「監督体制の金融当局への一元化」の提言も踏まえ、取引所・業者・清算機関の規制を金融商品取引法に、それらの監督を金融庁に、それぞれ一元化する必要がある。その際、
①商品先物の上場審査・市場管理・現物受渡しについて、産業政策の観点や現物市場との連動に留意し、現物所管当局との情報共有や協議による十分な相互連携を確保し、責任を果たす枠組みを設けるとともに、
②業者規制の一元化に当たっては、業者の実情や各金融商品・商品のそれぞれの経緯等を踏まえ、業者の健全性確保に係る十分な経過措置の整備や利用者保護を図ることとする。

C案 総合取引所創設に伴う規制・監督の一元化の後も、規制監督官庁と現物所管官庁が情報共有や協議を行う場を設け、現物の観点から問題ある場合には、適切な措置を執らせることができるようにするなど、十分な相互連携を確保し、責任

を果たす枠組みを設ける。

➤ 5つの論点の具体的な内容については、関係者に伝えるとともに、競争力のある取引所のあり方など意見を聞く必要があるものも含まれる。そのため、

- A案 早い機会に与党や民間事業者との意見交換を行う場を設けて、遅くとも6月までに方針を固める。
B案 早い機会にこの中間整理について与党や民間事業者（取引所、清算機関、業者、投資家等）との意見交換を行う場を設けて、1月中を中途に方針を固める。

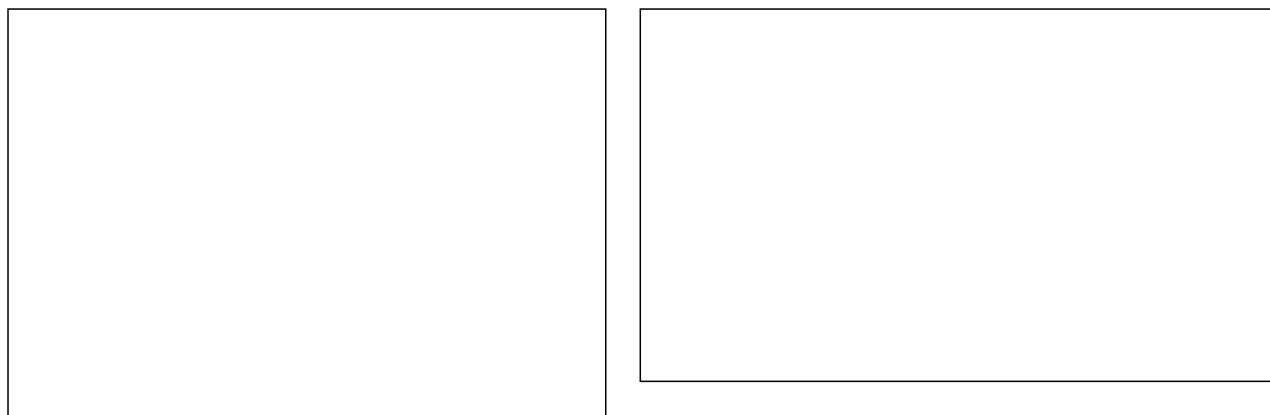
との両方の意見があつた。

- 今後早い時期に、総合的な取引所や清算機関のあるべき姿についても、国際競争に耐えうるという観点から関係者間で議論を深める。
- 論点5：更なる規制改革
- 総合的な取引所の活性化のためには、その他の規制についても必要に応じ、従来の考え方方にとらわれない大胆な改革が必要。銀行等の商品先物取引への参加や、年金等による商品先物での資産運用の促進等についても、必要に応じて検討。
- これらの論点については、可能な限り方向性を一致させる必要があり、残された課題については、早急に政治決断し、方針を整理し明示する。
- これらの論点の具体的な取組を進め方向性が一致したものを、パッケージとしてとりまとめ、至急、その中でできるものから実現する。

平成22年6月
日本商品先物振興協会



(理由) ①商品市場の競争力強化、②共通加入取引員の8割が希望
③重複市場がないこと、④早期のシステム統合が強く望まれていること
⑤両取引所とも21年3月期には相当の赤字が見込まれること





2



末

3 *1	10,916	1,141	9,216	519	40
1 *2	179	19	151	9	1
20	46,311	6,344	37,205	2,599	163
20	4,051	1,163	2,291	525	72
3 数	53	—	—	—	—
4 受託 数	—	38	35	6	4

*1 0 10 11 12 数

*2 記 数 該 内 数 61 除

3

6 点

3 *1	8,459	651	7,519	274	15
1 *2	139	11	123	4	0
21 数	34,259	4,447	28,033	1,720	60
21	2,156	712	1,127	240	77
3 数	37	—	—	—	—
4 受託 数	—	3	5	4	9

*1 3 4 5 数
 *2 記 数 該 内 数 61 除

4

常 6 6 案 骨子

承継	創設 ベ
----	------

夕管理 困難 状況	標準 形	昨 比	60%以下 済	状 況	7,000 維持	／ 下 極	
						ザラバ	移行
状 生	積 極	判斷 困難		生			減
③ 状放置 失 主	崩壊 致命的	崩壊 失 招く	崩壊 余儀	＜		信頼喪	
④		条件	予測	極	蓋然	薄	
⑤今後 4	コト 状	7,000 ／ 参加	定率参加 参加	賄う ＜圧迫			

5

という商品取引員の強い思いから、貴社の市場を株式会社東京工業品取引所に実質的に承継させ、経済効率性の高い強固な経営基盤の基に一つの取引所がその運営主体となることが現実的かつ最善の選択であるとの究極の判断をしたものであり、これに賛同の意を表した本会会員の会社名を以下に連記して提出するものです。

以上

わが国に商品市場を存続・発展させるという大局的観点から、本提言の実現につきましてご英断をいただきますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

22 先物振興法第 21 号
平成 22 年 7 月 5 日

株式会社東京穀物商品取引所
代表取締役社長 渡辺好明 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一
本会賛同会員一同

農産物市場の存続に向けた提言について

わが国の商品市場は、本会が「商品取引所の再編に係る提言」を貴社に提出した平成 21 年 1 月当時と現在を比較すれば、それぞれの直近 3 カ月の出来高では、市場全体で 23% 減少し、貴社においては 43% 減少し、市場機能を十全に果たし続けることが容易でない事態に至っているものと認識しております。株式会社東京工業品取引所のシステムの共同利用自体は商品取引員のコストの低減に資するものではありますが、これによつても貴社の出来高の大幅な拡大をもたらすには至らないと思料しております。

市場にかかる商品取引員の経営も更なる困難を極め、平成 23 年 1 月の商品先物取引法の施行による不招請勧誘の禁止等、経営環境はさらに厳しさを増すことが予想されるところであります。

これらの現状を直視すれば、大変殘念なことではあります、貴社が示されている経営計画の実現はきわめて困難であり、財務状態の好転は不可能と判断せざるを得ず、農産物市場の消失が強く危惧される取引環境にあるものと認識しております。万一、財務の悪化から市場が破たんを来たすようなことになれば市場の信頼性を毀損することになりますので、それを看過することはできません。付隨いたしましては、貴社の株主である商品取引員は、貴社の純資産の更なる減少に強い懸念を抱いており、ひいては商品取引員の会計処理において減損処理を余儀なくされることも懸念しております。

つきましては、貴社の農産物市場を株式会社東京工業品取引所に実質的に承継し、貴社におかれましては抜本的な再編をされるとのご英断を、可及的速やかに賜りますことを提言申上げます。

本提言は、貴社の農産物に関する研究会を否定するものではありませんが、6 月 23 日に開催した本会の会員代表者懇談会において、農産物市場を消失させではない

22 先物振興発第 23 号
平成 22 年 7 月 28 日

中部大阪商品取引所
理事長 黒岩 進 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一
本会賛同会員一同

貴取引所の解散に係る提言について

わが国の商品市場は、本会が「商品取引所の再編に係る提言」を貴社に提出した平成 21 年 1 月当時と現在を比較すれば、それぞれの直近 3 カ月の出来高では、市場全体で 23% 減少し、貴取引所においては 47% 減少して、市場機能を十全に果たし続けることが容易でない事態に至っているものと認識しております。また、市場にかかる商品取引員の経営も更なる困難を極め、平成 23 年 1 月の商品先物取引法の施行による不招請勧誘の禁止等、経営環境はさらに厳しさを増すことが予想されるとあります。

これらの現状を直視すれば、商品先物業界は市場運営における経済効率性を重視しそれを決議されることは、適切なご判断であると考えます。しかしながら、徒に取引所が存続して解散が先延ばしになれば、その分だけ取引所の資産が減少していくことは明らかです。

つきましては、可及的速やかに、貴取引所の解散を明確に表明され、1 日も早く清算手続きに入られるよう提言申し上げます。

本提言は、6 月 23 日に開催した本会の会員代表者懇談会において、商品市場を消失させではないといふ商品取引員の強い思いから、個々の商品取引所の存続に拘らず、市場運営主体を集約させ経済効率性を求めることが現実的かつ最善の選択であるとの究極の判断をしたものであり、これに賛同の意を表した本会会員の会社名を以下に連記して提出するものです。

わが国に商品市場を存続させるという大局的観点から、本提言の実現につきましてもご英断をいただきますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

22 先物振興発第 24 号
平成 22 年 7 月 29 日

関西商品取引所
理事長 岡本 安明 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一
本会賛同会員一同

貴取引所の取組に対する提言について

貴取引所の商品市場は、本会が「商品取引所の再編に係る提言」を貴社に提出した平成 21 年 1 月当時において既に流動性を大きく欠いており、その後 1 年余を経過した今日に至るまで市場機能を全く有していないといわざるを得ません。また、市場にかかる商品取引員の経営も更なる困難を極め、平成 23 年 1 月の商品先物取引法の施行による不招請勧誘の禁止等、経営環境はさらに厳しさを増すことが予想されるところであります。

これらの現状を直視すれば、商品先物業界は市場運営における経済効率性を重視した対応を迫られている状況にあるものと認識しております。

つきましては、現在、貴取引所において取り組んでおられる市場再興への諸施策について、その成否を今期末（平成 23 年 3 月）までに見極められ、もし十分な成果が得られないことが明らかとなつた場合には、抜本的な再編をされるとのご英断を賜りますよう提言申し上げます。

本提言は、6 月 23 日に開催した本会の会員代表者懇談会において、商品市場を消失させではないといふ商品取引員の強い思いから、個々の商品取引所の存続に拘らず、市場運営主体を集約させ経済効率性を求めることが現実的かつ最善の選択であるとの究極の判断をしたものであり、これに賛同の意を表した本会会員の会社名を以下に連記して提出するものです。

わが国に商品市場を存続させるという大局的観点から、本提言の実現につきましてご英断をいただきますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

株式会社東京工業品取引所
代表執行役社長 江 嶺 格 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤 雅一

商品市場の存続に向けた提言について

わが国の商品市場は、本会が「商品取引所の再編に係る提言」を貴社に提出した平成 21 年 1 月当時と現在とを比較すると、その 1 年半の間にそれぞれの直近 3 ヶ月の出来高で約 38% 減少しており、商品市場の存続そのものが懸念される深刻な事態に直面しております。また、市場にかかる商品取引員の経営も更なる困難を極め、平成 21 年年初の商品取引員 53 社のうち今まで 22 社が受託業務廃止を決断するに至っており、その経営環境は平成 23 年 1 月施行の商品先物取引法における不招請勧誘の禁止等によって、さらに厳しさを増すことが現実のものとなつてきつつあります。本会では、こうした現状に危機感を抱き、何とか現状を打開し、わが国商品市場の存続が図られる方策について検討してきております。その中で、農産物市場を消失させではないという商品取引員の強い思いから、究極の判断として、株式会社東京穀物商品取引所の農産物市場を貴社に実質的に承継し、株式会社東京穀物商品取引所が抜本的な再編を選択されるとの英断を可及的速やかに行つていただきくことについて、株式会社東京穀物商品取引所に対し提言申し上げました。既に株式会社東京穀物商品取引所においては、この提言を受け、真摯に検討を始めているところであります。

つきましては、貴社におかれましても、株式会社東京穀物商品取引所と合わせて、農産物市場を実質的に継承しつつ、経済効率性の高い強固な経営基盤を確立するため、具体的な検討を行つていただきますよう提言申し上げます。

本提言は、わが国の中の商品市場の機能を一つの取引所に集約させ、経済効率性の高い、強固な経営基盤の基に一取引所がその運営主体となることが現実的かつ最善の選択であるとの究極の判断をしたものであります。
現在の危機的状況に対応してわが国に商品先物市場を存続し、発展の軌道に乗せていくという大局的観点から、その実現につきましてご英断をいただきますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

【別紙】

22 先物振興発第41号
平成22年11月10日

株式会社東京穀物商品取引所
代表取締役社長 渡辺好明 様

日本商品先物振興協会
会長 加藤雅一

農産物市場の承継に関する本会会員の意見について

本年7月に本会が貴社に提出した「農産物市場の存続に向けた提言」に関しましては、貴社並びに関係取引所、主務省との間で、再編の方向性につき鋭意ご検討をいただいておりますことに衷心より感謝申し上げます。
このことにつきまして、本会におきましても11月8日に会員代表者懇談会を開催し、貴社よりこれまでの検討の経緯と実情についてご説明を賜り、そのうえで会員の意見を求めましたところ、市場流動性の更なる低下を招来しない最善の策としては、専門東京工業品取引所に新たに農産物市場を開設し、そこに現在の貴社の農産物市場の建玉を一括して移管することが最も望ましい方法であるとの意見に集約されました。つきましては、本会会員の意見をお汲み取りいただき、建玉一括移管方式について改めてご検討賜りますようお願い申し上げます。

委託者の利便性を損うことなく、市場を存続・発展させるという観点から、本意見の実現につきましてご判断をいただきますよう、切にお願い申し上げる次第であります。

以上

農産物市場の承継方法について
(平成22年11月8日 会員代表者懇談会での意見集約)

東京穀物商品取引所農産物市場を東京工業品取引所に承継するにあたっては、「建玉一括移管方式」によることとしていたくようお願い申し上げます。

(理由)

1. 農産物市場の承継を考えるとき、配慮すべきことは多々ありますが、市場の流動性維持の観点から、委託者の市場からの離散が起きないようにすることを最優先に考えることが重要です。

「限月引継ぎ方式」により承継されることとした場合には、期近と期先が別市場で取引されることとなるため、委託者にとっては利便性を損うこととなり、その結果、市場からの離散を招き、市場流動性が更に低下することが強く懸念されます。

また、東穀取市場の先限まで全限月が移行するまで、承継が始まってから1年近くの期間を要することになります、株主価値も大きく毀損することになります。

2. 建玉を移管する場合、全委託者からの書面での同意が不可欠との考えが示されておりますが、このことについては再度ご検討賜りたい。
例えば、受託契約準則の規定に基づき、默示の同意を含めて同意が得られた委託者については建玉を移管することとし、同意が得られなかつた委託者については建玉を移管せずに手仕舞いしていただくこととする(又は手仕舞いが不可であるならば、東穀取市場を決済のみを行う市場として継続し、そこに建玉を残す)、といった対応は考えられないでしようか。

なお、来年1月の東穀取農産物市場における板寄せ取引からザラバ取引への移行及びSPAN証拠金制度への移行、また、平成17年5月からの取引証拠金のJCCH預託について、委託者から書面での同意はいたしておりません。

3. 建玉の移管に関して、特に取引の損益に係る委託者のトラブルが強く懸念されておりますが、建玉移管は同値で行われますので、東穀取の市場から東工取の市場に移管することで損益は変わることはありません。
したがって、建玉を移管することに伴つて損益に係るトラブルが生じることはほとんど考えられないところですが、万一そのような事態が生じた場合には、当該取引員が責任をもつて対処いたします。

以上

< 御意見 >

農林水産省経営局総務課調整室 宛

平成23年度税制改正要望に関する御意見

提出者名	日本商品先物振興協会	
題目	金融所得課税の一元化	
【御意見の内容】		
種別	[※①か②を記入してください。 ①新しい税制措置に係るもの ②既存の税制措置の拡充や延長に係るもの]	
税目	[※税目を記入して下さい] ①国税(税目:所得税) ②地方税(税目:住民税)	
関係法律条項	所得税法35条及び租税特別措置法41条の14、	
	商品先物取引(オプション取引)を含む。)の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とするとともに、その税率を同一とする措置を講じること。	
	商品先物取引(オプション取引)を含む。)の決済差損益について、金融所得課税一元化の対象とし、対象とするとともに、その税率を同一とする措置を講じること。	
住所	[※企業・団体の場合には部署名及び担当者名も記入のこと。] 日本商品先物振興協会 常務理事 杉原 吉兼 東京都中央区小網町9-4	
電話番号	03-3664-5731	
FAX番号	03-3664-5733	
電子メールアドレス	jcfia@jcfia.gr.jp	
	理由(必要性・妥当性)	
	1. わが国の金融・先物市場には、個人の金融資産を含む多様な投資資金の流入による市場流動性の増大が不可欠である。 市場に投資商品間で課税方法・税率が異なり、損益通算の範囲・損失繰越控除の対象が限定されいる金融融通税制を改め、簡素でわかりやすい税制(金融所得課税の一元化)とすることが望まれる。	
	2. 本要望が実現すると、金融・先物市場で個人投資家の投資活動が促進され市場の流動性が増大し、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待される。	
効果(期待される効果・税収の減収見込額)	63億5,036万円	
その他参考となる事項	海外(米、英、独、仏)では、先物取引と株式(現物)は同じ所区分であり、損益通算が可能となつてゐる。	

《先物協会短信 2010-23号》

平成 22 年 12 月 17 日
日本商品先物振興協会

「平成 23 年度税制改正大綱」における
商品先物関連の税制措置について（ご報告）

昨日、内閣府税制調査会より「平成 23 年度税制改正大綱」が公表されました。本会が希望しておりますとおりました金融所得課税の一体化については、下記のとおり、上場株式等の譲渡益等に係る 10%軽減税率が 2 年延長され平成 26 年から 20%の本則税率となることを踏まえ、損益通算範囲の拡大を検討することとされました。

また、先物取引に係る所得については、現行の市場デリバティブ取引間での損益通算に加え、平成 24 年 1 月 1 日以降の店頭商品デリバティブ取引、店頭金融デリバティブ取引及び店頭カバードワラントも損益通算の対象となり、損失の繰越控除も適用されることとなりました。

この結果、先物取引については課税の一体化が進むこととなりますが、さらにはその対象範囲を拡大するため、今後の税制要望においては、税率の異なる商品間での損益通算を求めていくとともに、一体化の対象に先物取引・商品ファンド等を含めることを明示的に要望していくことといたします。

記
〔平成 23 年度税制改正大綱における結果〕

1. 金融所得課税の一元化

〔本会の要望〕

商品先物取引（オプション取引を含む。）の決済差損益について、金融所得課税の一元化の対象とし、対象とすべき金融所得について、損益通算及び損失の繰越控除を可能とする措置を講じること。

「平成 23 年度税制改正大綱」は、先物取引のページに掲載しておりますのでご覧ください。

以上

なお、金融所得課税の一体化については、「第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み」の中で、①基本的な考え方（10 ページ）として『金融証券税制については、金融資産の流動化や個人金融資産の有効活用による経済活性化の必要性にかんがみ、可能なところから、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進めます。』と、また、②改革の取組みにおいても（14 ページ）『金融証券税制については、個人金融資産を有効に活用し、我が国経済を活性化させるためにも、金融所得課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた取組みを進めが必要があります。』と記述されています。

2. 先物取引に係る所得の損益通算範囲の拡大等

第 3 章 平成 23 年度税制改正
2. 個人所得課税（抜粋）
(4) 金融証券税制 47 ページ

③ 先物取引に係る雑所得等の課税の特例及び先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用対象に、次に掲げる取引に係る雑所得等を加えます。
イ 商品先物取引法に規定する店頭商品デリバティブ取引（同法第 2 条第 14 項第 1 号から第 5 号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済
ロ 金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引（同法第 2 条第 22 項第 1 号から第 4 号までに掲げる取引に限ります。）の差金等決済
ハ 店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡

（注）上記の改正は、平成 24 年 1 月 1 日以後に行われる店頭商品デリバティブ取引、店頭デリバティブ取引又は店頭カバードワラントの差金等決済又は譲渡について適用します。

〔平成 23 年度税制改正大綱〕
第 3 章 平成 23 年度税制改正
9. 検討事項（抜粋）
〔国税・地方税共通〕114 ページ
(2) 金融証券税制については、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。

同一商品・限月間及び異商品間相関係数一覧(測定期間:2008年4月1日～2010年3月31日)

		穀物グループ				
		商品市場		農産物市場		
		取引所	東京農業物価取引所	東京農業物価取引所	関西農業物価取引所	
平成 22 年 4 月 14 日	農産物	とうもろこし 一般大豆 Non-GMO 小豆 米ぬか大豆 関西取引所 農局	0.9982 0.9827 0.9491 0.9491 0.9519 0.9534 0.9281	0.9710 0.9478 0.9245 0.9245 0.9447 0.9359 0.9296	0.1601 0.1693 0.6263 0.6263 0.1267 0.1267 0.5633	-0.7026 -0.6397 -0.6425 -0.6425 -0.6334 -0.6334 -0.6219
		ヨーロッパ			0.9787	

		石油グループ			
		商品市場		石油市場	
		取引所	東京工業製品取引所	東京工業製品取引所	関西石油市場
石油	石油	ガソリン 灯油 中部大蔵取引所 灯油	0.9967 0.9798 0.9999 0.9999 0.9982 0.9970 0.9985	0.9906 0.9916 0.9816 0.9816 0.9907 0.9808 0.9985	0.9969 0.9784 0.9969 0.9969 0.9842 0.9842 0.9965
		ヨーロッパ			0.9787

		貴金属グループ			
		商品市場		貴金属市場	
		取引所	東京工業製品取引所	東京工業製品取引所	関西貴金属市場
貴金属	貴金属	金 銀 白金 パラジウム	0.9996 0.9990 0.9998 0.9995	0.9356 0.9360 0.9982 0.9982	0.6022 0.7093 0.9032 0.9388
		ヨーロッパ			0.9946

		アルミニウムグループ			
		商品市場		アルミニウム市場	
		取引所	東京工業製品取引所	東京工業製品取引所	関西アルミニウム市場
アルミニウム	アルミニウム	金 銀 白金 パラジウム	0.9996 0.9990 0.9998 0.9995	0.9356 0.9360 0.9982 0.9982	0.6022 0.7093 0.9032 0.9388
		ヨーロッパ			0.9946

会員各位

日本商品先物振興協会

自己玉リスク（純資産額規制比率）に係る
リスク値計算シートの更新のお知らせ

ましたので、その旨ご案内いたします。

(更新後のシートをご利用の方は会員専用ホームページにログインして、同シートを
ダウンロードしてお使い下さい。)

なお、リスク値の計算に関しては、省令の規定に沿つて行われればよしく、必ずし
も本シートを使用する必要はないことを申し添えます。

記

※1. 関西商品取引所の相関係数において、測定期間中に価格の変動が大きかったため、
限月間の相関係数、及び取引所ごとに相違の相関係数は測定不可。

※2. 中部大阪商品取引所の金及び東京工業製品取引所における日経・東工取商品指標については
上場以来年が経過していないことから、一算表には記載しておりません。

※3. その他のグループに属する商品については同一商品限月間相関係数のみを計算対象とする。

[変更のポイント]

- ①貴金属グループシート
パラジウムと銀は相殺可。パラジウムと白金は相殺不可。

②石油グループシート

東工取軽油を追加。(データ不足により商品間・限月間相殺不可。)

以上

提出日：	年 月 日
金員の名称	印
金員代表者名	印

平成 23 年 1 月 13 日

会員代表者各位

委託者情報照会制度利用兼担当者（変更）申請書

当社は、日本商品先物振興協会（以下、「協会」という。）が運営する委託者情報照会制度の利用に当たり、協会の定める「委託者情報照会制度 利用規程」を遵守することを確認した上で、委託者情報照会制度の利用申込み及び登録・変更について、以下の通り申請いたします。

委託者情報照会制度のご利用のお願いについて

委託者情報照会制度は会員の皆様のご要望に基づいて、「商品先物取引により生じた損金又は委託手数料等を弁済しない委託者（以下「未払委託者等」という。）からの受託を行わないため、当該委託者に係る情報を商品取扱員間で共有し、もつて商品市場における公正確保に資する」ことを目的として創設され、平成 22 年 4 月 1 日から本格運用を開始しております。

しかし現状は、まだ参加申込みをされていない社や、参加申込みをしても未払委託者等の登録をおこなっていない社があり、必ずしも未払委託者等に関する会員間の情報共有が十分に進んでいない状況です。データベースに厚みがなければ、各社が情報照会を行っても、その効果が限局的なものになります。
また、現在の状況が続けば、運営コストも含め、本制度の維持について改めて検討しなければならなくなります。

本制度への参加は会員の義務ではありませんが、その趣旨をご理解していただき、何とぞご参加を賜りますようお願い申し上げます。

以上

申請書連絡窓口

住所：〒 999-9999 中央区日本橋小網町 9-9	TEL : FAX :
部署： 氏名	e-mail :
申請種別（該当項目にレ点を入れてください。）	
<input type="checkbox"/> 委託者情報照会制度利用申込兼担当者登録	
<input type="checkbox"/> 管理責任者情報変更	
<input type="checkbox"/> 請求担当部門変更	

※以降の情報は、新規申込の際は全てを、変更申込の際は申請種別に関係のある項目をご記入下さい。

管理責任者情報

管理責任者情報	登録情報（新規・変更後）	登録情報（変更前）
住所	〒 999-9999 中央区日本橋小網町 9-9	〒
責任者	部署・役職 : 氏名 : TEL : FAX : E-mail : e-mail :	部署・役職 : 氏名 : TEL : FAX : e-mail : e-mail :

請求担当部門

請求担当部門	登録情報（新規・変更後）	登録情報（変更前）
住所	〒 999-9999 中央区日本橋小網町 9-9	〒
担当部署	部署 : TEL : FAX : TEL : FAX : e-mail : e-mail :	

※本申請書のご提出に当たっては、日本商品先物振興協会宛にメール（jcfia@jcfia.gr.jp）に送信の上、郵送等によりご送付下さい。
※ユーザーID及びパスワードは、管理責任者宛てに送付致します。

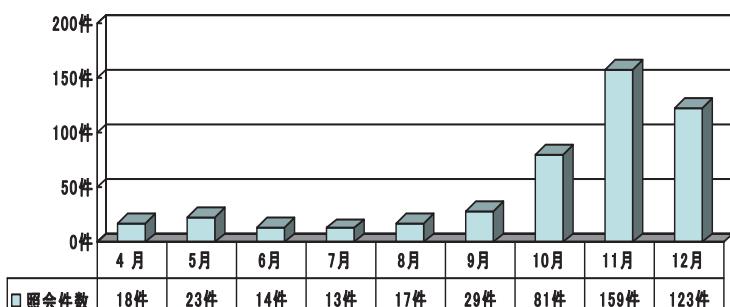
委託者情報照会制度の利用状況等について

平成23年1月 日本商品先物振興協会

委託者情報照会制度の利用状況等

月別照会件数の推移

2010年度(4月～12月)



被登録委託者等の数・利用申請済みの会員の数

(2011年1月4日時点)

被登録委託者等の数	利用申請した会員の数
12名	12社

- 利用申請していない会員 15社
- 委託者等とは、委託者及び店頭商品デリバティブ取引の相手方をいう。

本制度への参加は先物協会への参加申込みが必要です。

参加申込済みの会員



未払いの委託者等の**情報の登録**をお願いします。

参加申込が済んでいない会員



参加申込みをお願いいたします。

(本制度への参加は各社の任意です。)

委託者情報照会制度について

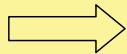
本制度の概要

本制度は会員の皆様による「登録」と「照会」から成り立っています。

- 本制度は、委託者未収金等の弁済を行わない委託者又は店頭取引の相手方(以下「委託者等」という。)との取引を行わないため、当該委託者等に係る情報を会員間で共有し、もって商品デリバティブ取引の公正を確保することを目的として創設されました。
- 登録・照会に関する情報は通信途上での盗聴・傍受を防止するため、VPN通信という技術(別紙参照)を用いて、暗号化して送受信されます。
- 平成22年4月1日から運用を開始しております。

登録

委託者未収金等の不払いの発生

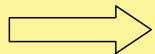


当該委託者のデータベースへの登録

- 会員は未払い状態の顧客の全てを登録する義務は負いません。
- 未払い状態にある者のうちどの顧客を登録するかは各会員の判断に委ねられます。
- 登録したデータは本制度に参加する会員の間の共同利用に提供されます。
- 登録に関して費用は発生いたしません。

照会

顧客から口座開設の申込み



当該顧客についてのデータベースへの照会

- 当該顧客が他社で債務の弁済を行っていない者かどうかを確認できます。
- データベースに登録されている者全員を一覧表形式で閲覧することはできません。
- 会員は、当該顧客がデータベースに登録されているかどうかだけを知ることが出来ます。
- 自社以外の者が登録したデータの中に該当者がいるかどうかを照会する場合、1件当たり100円の照会料がかかります。

2

本制度への参加のために必要な事項

1. 利用申請

会員

以下のものを協会宛てに提出(郵送)

「委託者情報照会制度利用兼担当者登録(変更)申請書」

●上記申請書のヒナガタは本会会員専用ページ内の「委託者情報照会制度」のページに掲載されております。

●以下の事項の記載が必要です。

- ①利用を申し込む旨
- ②管理責任者の氏名
- ③請求担当部門の名称(本会からの請求の際に利用します。)

協会

「利用承認通知書」を会員に交付

協会は以下の事項を会員に交付します。

- ① URL、ログインID、仮パスワード
- ② VPN接続設定用ユーザーID、同パスワード、VPN接続用アドレス

2. システム調整

システム環境の確認

以下の事項を確認して下さい。

- 社内で172.16.1.0/24を使用していない。
- PPTP接続が利用可能
- GREプロトコルが利用可能

(詳細は本会会員専用ページ内「委託者情報照会制度」のページをご参照下さい。)

システム設定

以下の設定を行って下さい。

- PPTP接続、GREプロトコルの接続。
- リモートVPNの接続設定

*設定には、本会から交付されたID、パスワード、VPNアドレスを使用します。
*接続できない場合には本会までご連絡下さい。

3. その他の事前準備

共同利用に関する公知

個人情報取扱事業者(本会会員)は個人情報保護法に基づき、以下の項目を、個人情報の本人に通知するか、本人が容易に知り得る状態に置くことにより、当該個人情報を特定の者との間で共同利用することが出来ます。(個人情報保護法第23条第4項第3号)

- 個人データを特定の者との間で共同で利用する旨
- 共同で利用される個人データの項目
- 共同で利用する者の範囲
- 利用する者の利用目的
- 個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

「本人が容易に知り得る状態に置く」方法としては、例えば以下のような方法が考えられます。

- 会員の本支店への掲示
- 会員のWEBサイトへの掲載

*掲示用の文書を本会会員専用ページに掲載しておりますので、ご参考にしてください。

VPN通信環境の構築について

- 会員のPCとデータベースPCとの間の通信はVPN(Virtual Private Network, インターネット上に仮想の専用線を構築する技術)により行います。
- そのため、会員のPCのうちの任意の一台にVPN通信のための設定を施す必要があります。

インターネットを仮想専用線化する。



- 技術的な説明は先物協会会員専用ページ内の「委託者情報照会制度」のページをご覧下さい。
- 会員各社のシステム環境によってはVPN通信ができない場合があります。その場合は、本会宛てにご相談下さい。